

第二期子ども・子育て支援事業計画

遠軽町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3

第2章 計画策定の背景

1. 遠軽町の人口動態等	4
（1）遠軽町の人口推移と推計	4
（2）子どもの人口の推移と推計	5
（3）世帯の推移	6
（4）出生数の推移	6
（5）合計特殊出生率の推移	7
（6）婚姻と離婚	7
（7）女性の就労の状況	8
2. 子育て支援の状況	9
（1）保育所等の状況	9
（2）保育所の状況	10
（3）幼稚園・認定こども園の状況	10
（4）放課後児童クラブの状況	11
3. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況	12
3-1 就学前児童	12
3-2 就学児童（1年生～3年生）	23
4. 第一期計画の評価	29
（1）5年間の主な取組みと成果	29
（2）5年間の取組みの課題	30

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	31
2. 計画の基本的な視点	31

第4章 計画の目標値等

1. 子ども・子育て支援サービス	33
2. 教育・保育提供体制	33
（1）教育・保育提供区域の状況	33
（2）各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制	33
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	35
（1）利用者支援事業	35
（2）地域子育て支援拠点事業	35
（3）一時預かり事業	36
（4）乳児家庭全戸訪問事業	37
（5）養育支援訪問事業	37
（6）ファミリー・サポート・センター事業	38
（7）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	38
（8）延長保育事業	39

(9) 病児・病後児保育事業	39
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	40
(11) 妊婦健康診査事業	40
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	41
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	41
4. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	42
(1) 教育・保育の一体的な提供の推進	42
(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	42
5. 関連施策の展開	43
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	43
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する北海道が行う施策との連携	43

第5章 子どもの貧困対策

1. 貧困対策の基本的な考え方	45
2. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況	45
2-1 小学5年生	45
2-2 中学2年生	50
2-3 小学5年生・中学2年生の保護者	55
3. 具体的な施策	66
(1) 相談支援	66
(2) 子育て支援	66
(3) 教育支援	67
(4) 経済的支援	67

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けた役割	68
(1) 家庭の役割	68
(2) 地域の役割	68
(3) 企業・職場の役割	68
(4) 行政の役割	68
2. 計画の推進体制	69
(1) 関係機関との連携	69
(2) 組織体制の調整	69

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行し、合計特殊出生率は3年連続で低下しており、平成30年で1.42となっています。全国的に都市部が低い中、北海道は1.27と東京都に次いで2番目に低くなっていますが、これは北海道の人口の3分の1を占める札幌市（平成29年度1.16）の影響が大きく、宮城県（仙台市）、秋田県（秋田市）も同様の傾向があります。

女性の社会進出に伴う3歳未満児の保育ニーズの増大、核家族化や地域コミュニティの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

また、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学、就労に影響し、結果として貧困が世代を超えて連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されており、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

『第二期遠軽町子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や遠軽町（以下「本町」という。）の子どもを取り巻く現状、また、第一期計画である『遠軽町子ども・子育て支援事業計画』（以下「第一期計画」という。）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画です。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を内包します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを推進する国民運動計画「すこやか親子21（第2次）」（平成27年度～令和6年度）の趣旨を踏まえつつ、「第2次遠軽町総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

【子ども・子育て支援法（第61条）】

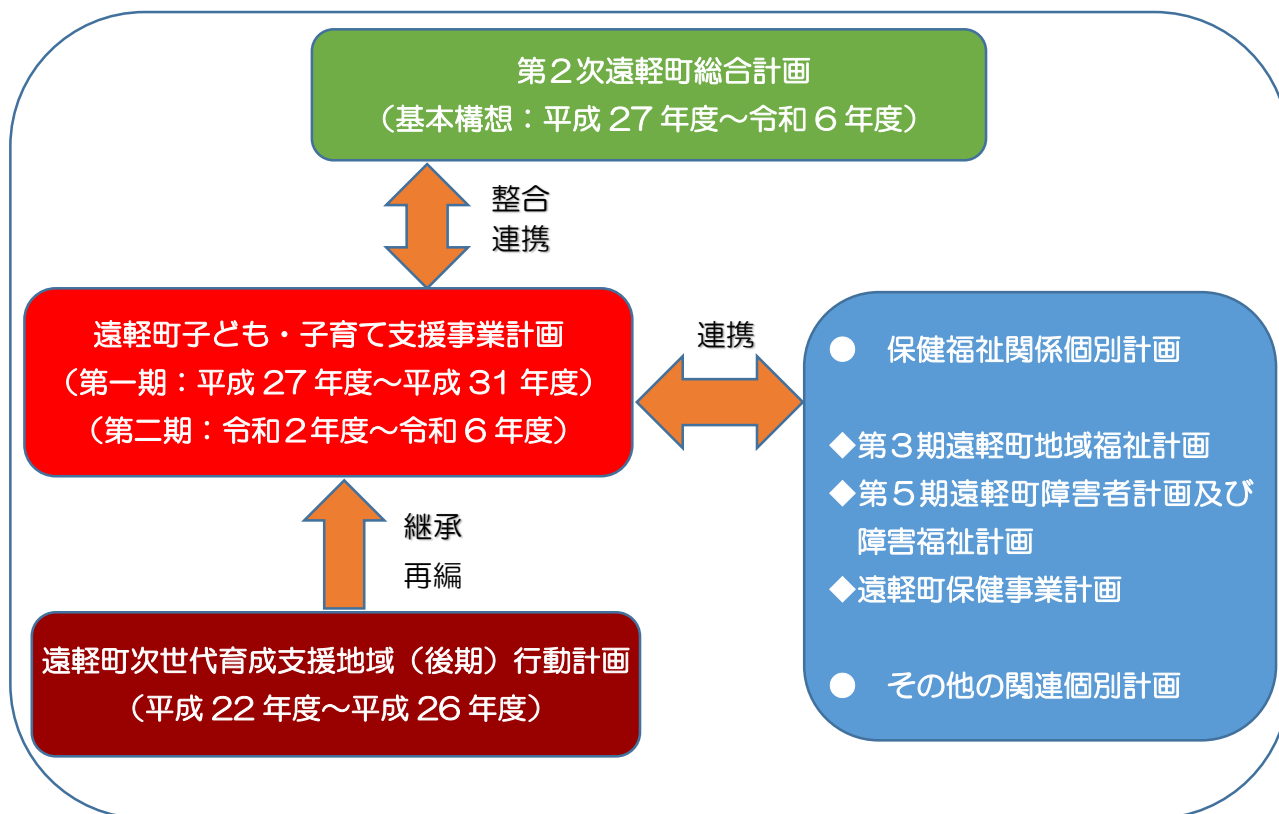
市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第8条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章

計画策定の背景

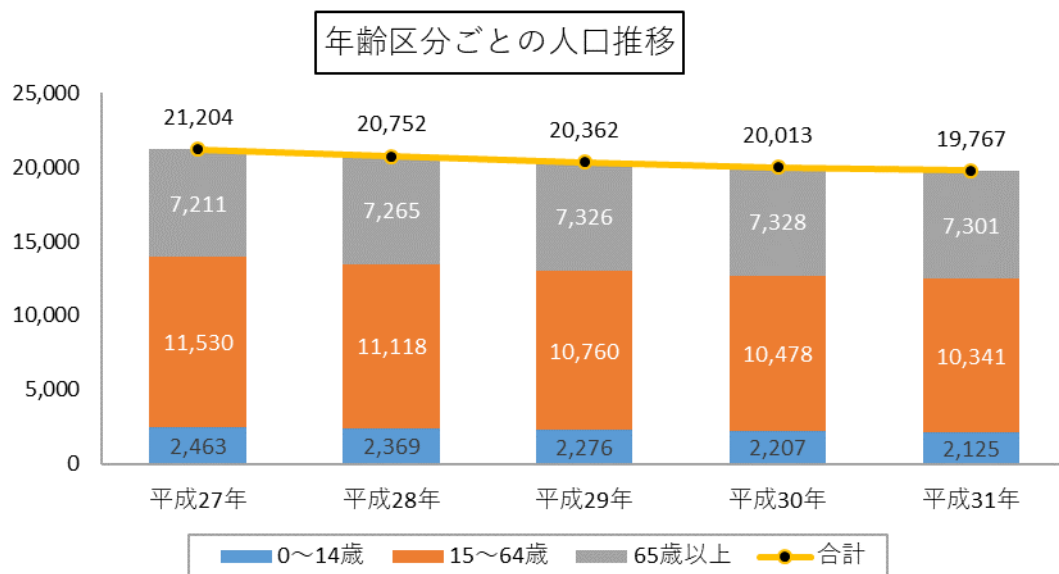
第2章 計画策定の背景

1. 遠軽町の人口動態等

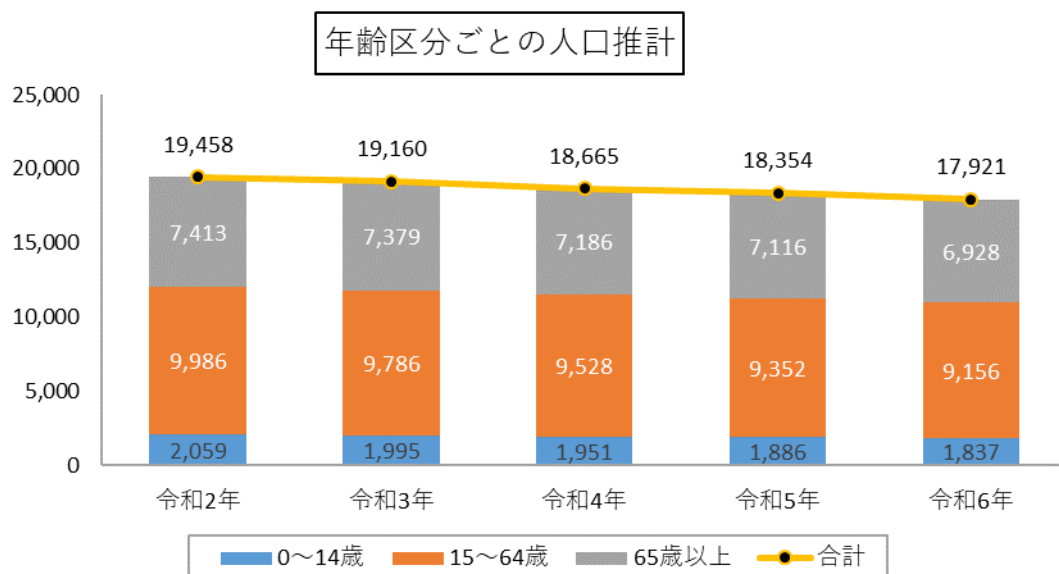
(1) 遠軽町の人口の推移と推計

本町の人口は、平成27年の21,204人から平成31年の19,767人と年々減少傾向で推移し、令和6年には17,921人と5年間で約1,800人の減少が見込まれています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成27年の7,211人から平成31年の7,301人と微増傾向にあり、一方14歳までの年少人口は、平成27年の2,463人から平成31年の2,125人と大きく減少しています。また、年少人口の減少率（13.72%）が人口減少率（6.78%）の2倍となっており少子高齢化が進行しています。



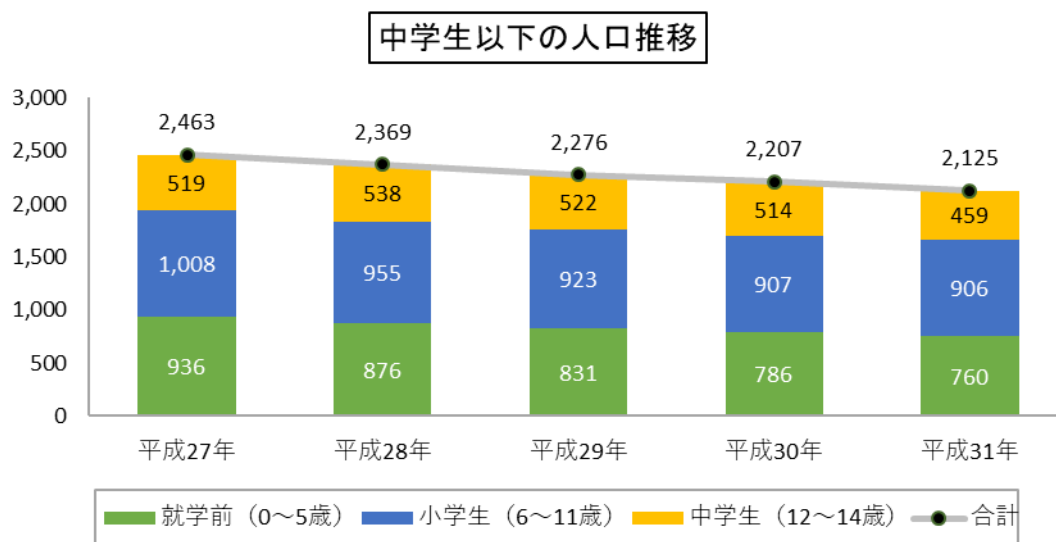
各年4月1日現在



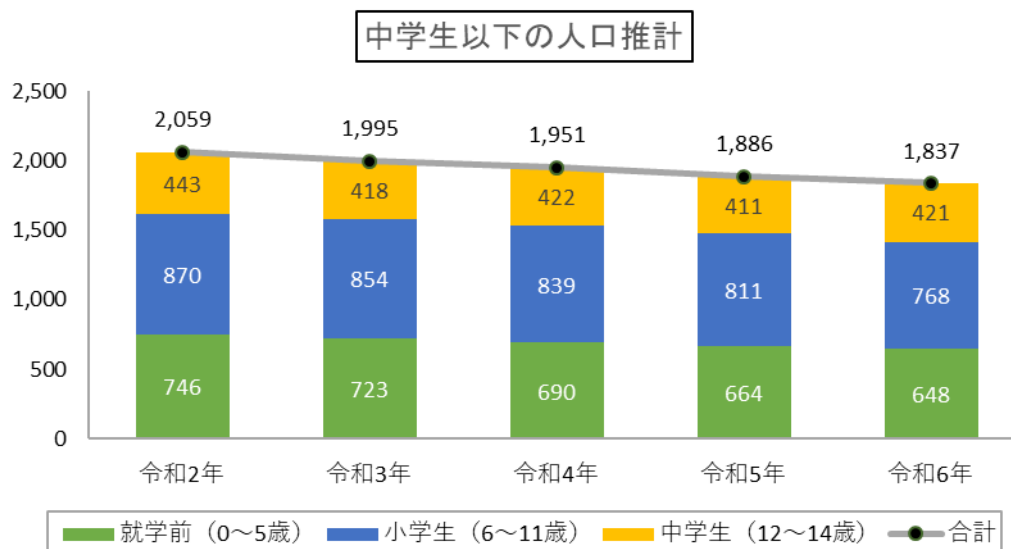
資料：平成26年～30年の住民基本台帳人口／コーホート変化率法で推計

(2) 子どもの人口の推移と推計

中学生以下の人口は、平成 27 年の 2,463 人から平成 31 年の 2,125 人と年々減少傾向で推移し、令和6年には 1,837 人と 5 年間で約 300 人の減少が見込まれています。



各年 4 月 1 日現在

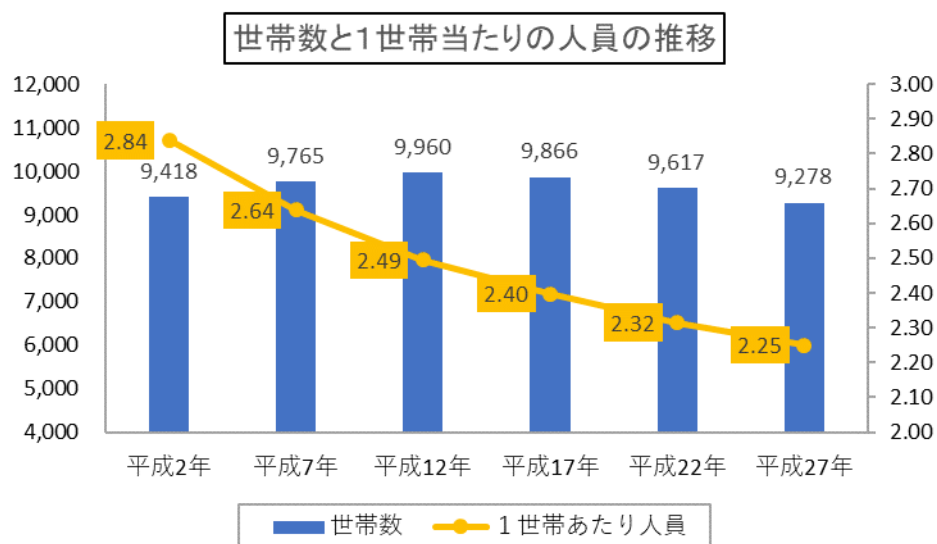


資料:平成 26 年～30 年の住民基本台帳人口／コーホート変化率法で推計

(3) 世帯の推移

国勢調査による本町の世帯数は、平成 12 年度をピークに減少しています。

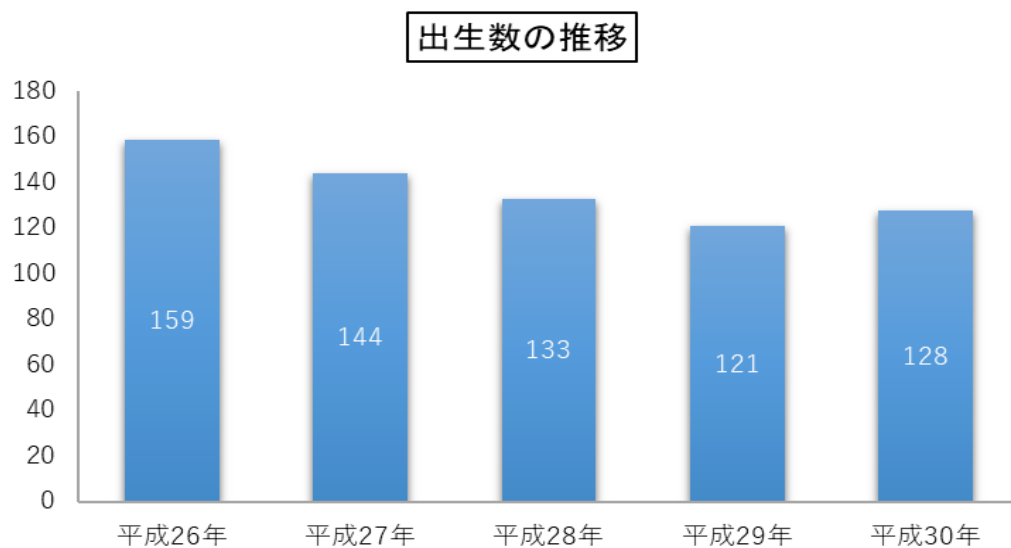
1 世帯あたりの人員は、平成 2 年の 2.84 人から平成 27 年の 2.25 人と減少しており、核家族化の進行が見られます。



国勢調査

(4) 出生数の推移

本町における出生数は、平成 27 年 10 月から平成 28 年 11 月まで遠軽厚生病院の分娩休止となった影響もあり大きく減少しましたが、平成 29 年 9 月から産婦人科医師が 2 人体制となったこともあり平成 30 年度は増加しています。ただし、最近 10 年間で最も多かった平成 22 年の 190 人と比較すると 3 分の 2 まで減少しています。



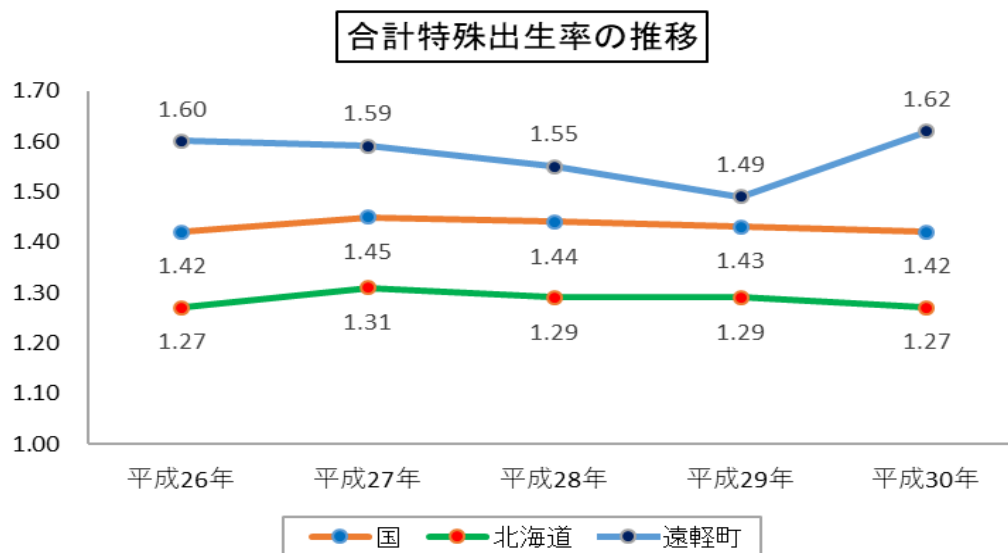
保健福祉課資料

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

本町の合計特殊出生率を全国や北海道と比較すると、全ての年度において上回っています。また、近年減少傾向にありましたが、平成 30 年度には大きく増加しています。

しかし、人口規模が維持される水準（人口置換水準）は 2.07 と言われており、引き続き施策の展開を行っていく必要があります。

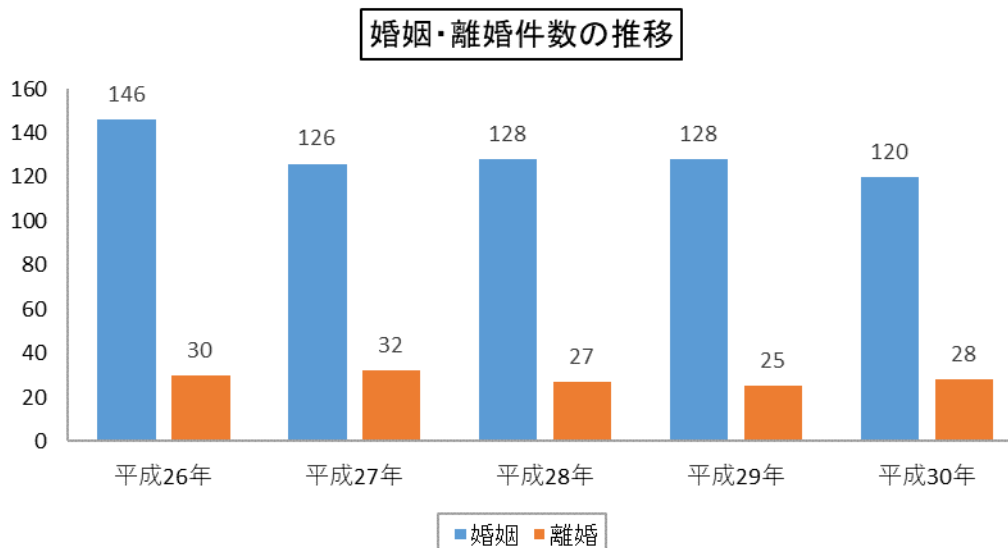


保健福祉課資料

(6) 婚姻と離婚

婚姻については、平成 27 年度以降 120 件台で推移していますが、過去 10 年で比較すると平成 21 年の 289 件の 4 割程度まで減少しています。

また、離婚については、30 件前後で推移しており、過去 10 年で比較すると平成 22 年の 74 件の 4 割弱まで減少しています。



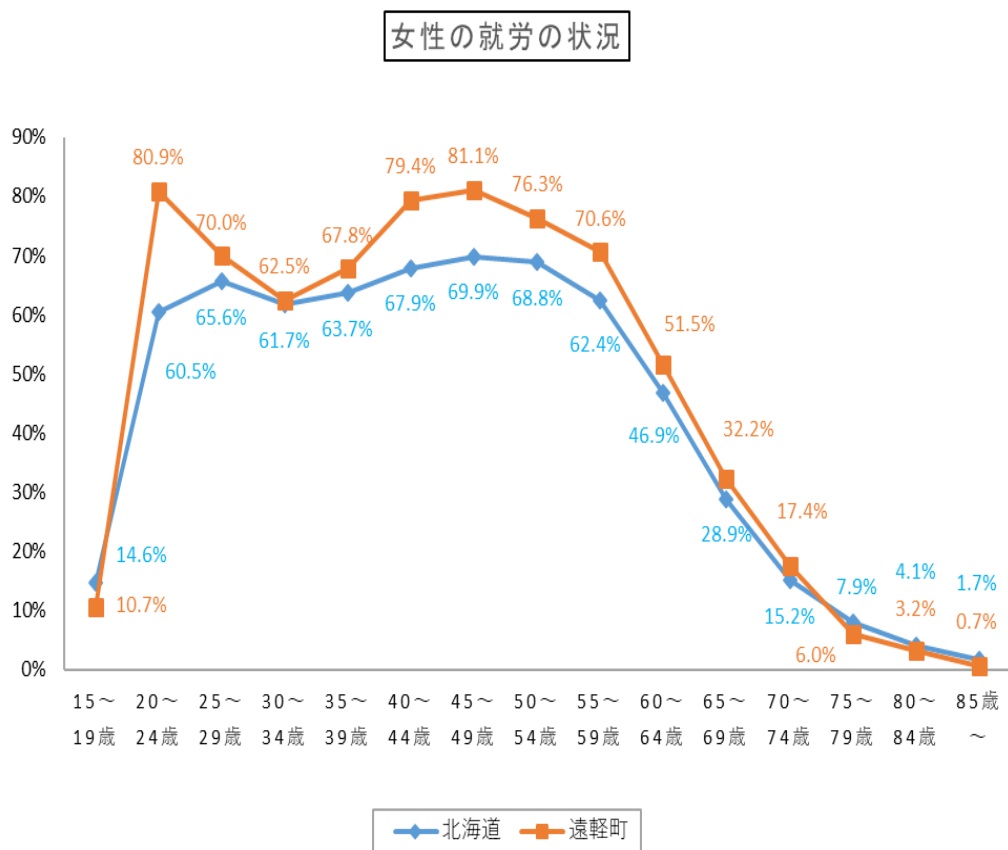
遠軽町届出件数

(7) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における女性の就労状況を北海道平均と比較してみると、20 歳～74 歳で高くなっています。

前出（5）の合計特殊出生率の平均が全国、北海道よりも高く、特に 40 歳～49 歳では女性の就労率が 10 ポイント以上も高い結果となっており、さらに平成 22 年国勢調査から 7 ポイント以上も上昇していることから、働きながら子育てをする環境が一定程度整っているまちであると言えます。



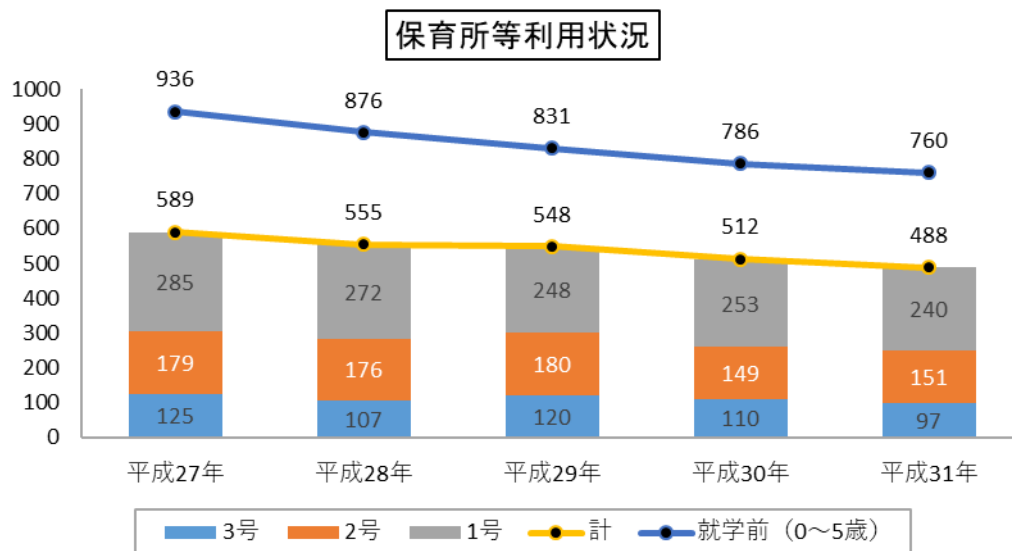
平成 27 年 国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 保育所等の状況

保育所・認定こども園・幼稚園（以下「保育所等」という。）利用者数の合計は、平成 27 年の 589 人から平成 31 年では 488 人と約 17%減少しています。

就学前人口は、平成 27 年の 986 人から平成 31 年では 760 人と約 19%減少していますが、保育所等の入所率は 60%前半で推移しています。



各年 4 月 1 日現在

1 号（3 歳以上児）～幼稚園・認定こども園

2 号（保育認定 3 歳以上児）～保育所・認定こども園

3 号（保育認定 3 歳未満児）～保育所・認定こども園

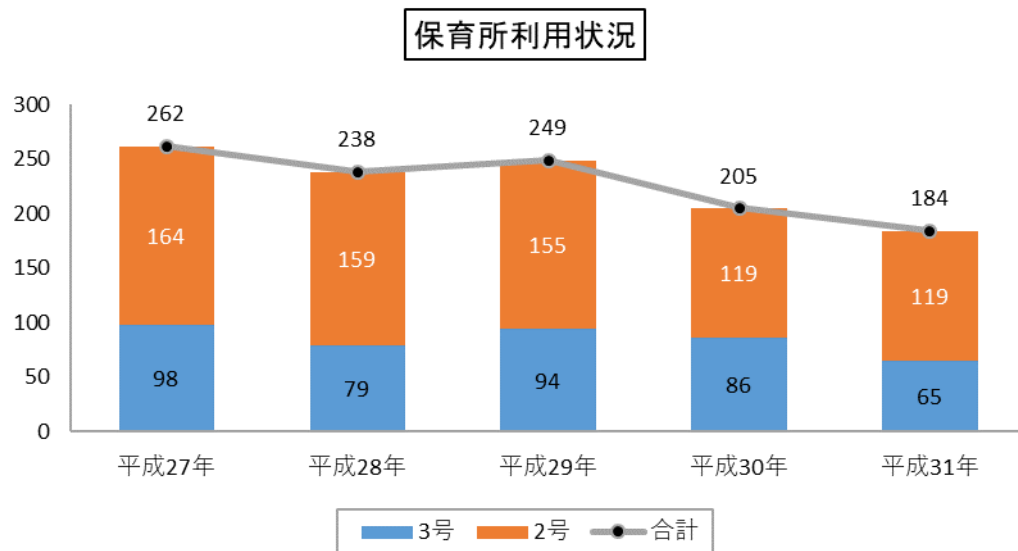
入所者数等	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 号	285	272	248	253	240
2 号	179	176	180	149	151
3 号	125	107	120	110	97
計	589	555	548	512	488
就学前人口	936	876	831	786	760

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 号	48.4%	49.0%	45.3%	49.4%	49.2%
2 号	30.4%	31.7%	32.8%	29.1%	30.9%
3 号	21.2%	19.3%	21.9%	21.5%	19.9%
計	100%	100%	100%	100%	100%
入所率	62.9%	63.4%	65.9%	65.1%	64.2%

各年 4 月 1 日現在

(2) 保育所の状況

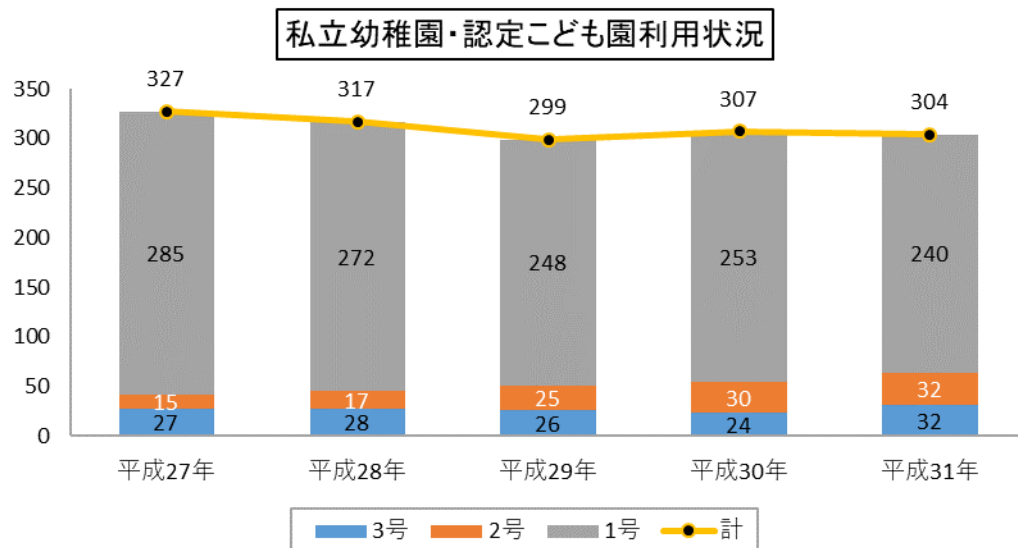
保育所利用者数は、平成 27 年の 262 人から平成 31 年では 184 人と約 30%減少しています。



各年 4 月 1 日現在

(3) 幼稚園・認定こども園の状況

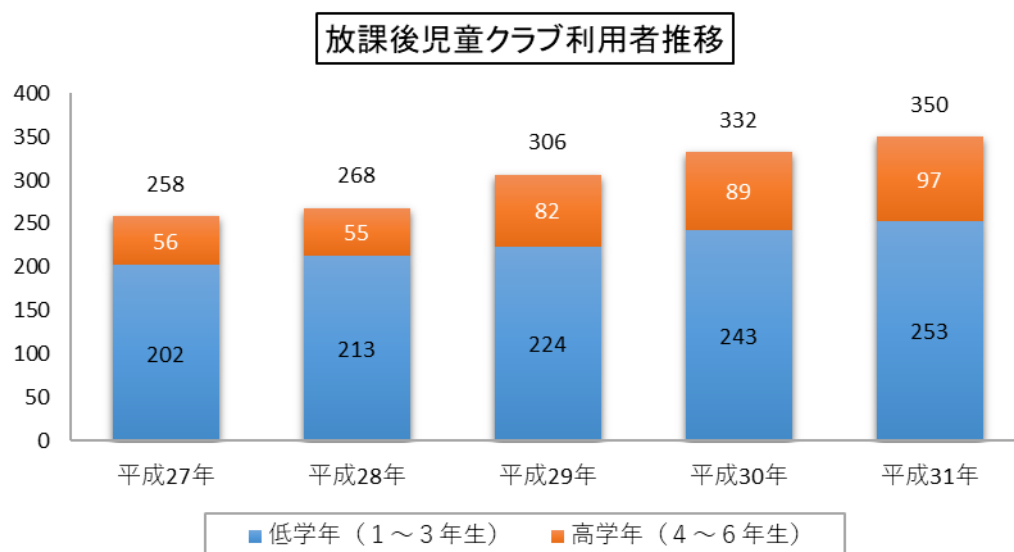
幼稚園利用者数は、平成 27 年の 327 人から平成 31 年では 304 人と約 7%減少していますが、2 号認定児は倍増しています。これは、平成 26 年度に遠軽中央幼稚園が認定こども園に移行したことが要因です。



各年 4 月 1 日現在

(4) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ利用者数は、全体で約 92 人（36％）増加していますが、平成 27 年度より利用対象者が 6 年生まで拡大されたこともあり、高学年が約 73％も増加しています。



各年 4 月 1 日現在

低学年（1～3 年生）

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ひがし児童クラブ	58	58	67	71	77
にし児童クラブ	42	44	44	43	42
みなみ児童クラブ	71	76	73	89	90
生田原ちびっこクラブ	8	10	10	9	9
安国ちびっこクラブ	6	5	8	10	11
白滝児童クラブ	9	9	9	6	10
丸瀬布児童クラブ	8	11	13	15	14
合 計	202	213	224	243	253

各年 4 月 1 日現在

高学年（4～6 年生）

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ひがし児童クラブ	18	11	15	19	18
にし児童クラブ	5	8	18	19	20
みなみ児童クラブ	14	12	25	29	36
生田原ちびっこクラブ	11	8	8	4	6
安国ちびっこクラブ	4	5	5	6	7
白滝児童クラブ	1	1	1	0	1
丸瀬布児童クラブ	3	10	10	12	9
合 計	56	55	82	89	97

各年 4 月 1 日現在

3. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

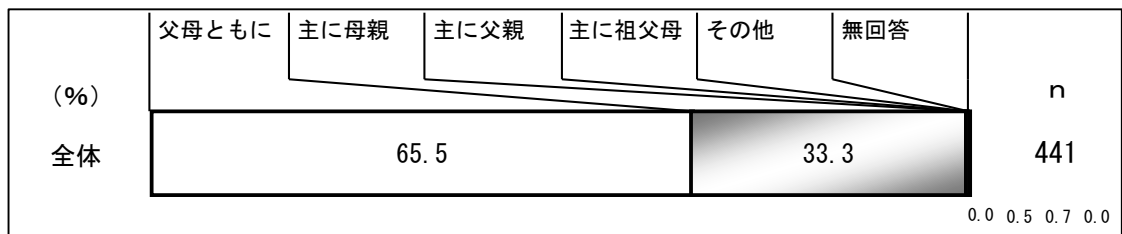
3-1 就学前児童

(1) 遠軽町子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施方法

項目	内容
調査対象	町内の就学前児童のいる世帯
配付数	796
調査方法	郵送による配付回収
調査時期	平成 30 年 11 月
調査地域	遠軽町全域
調査票回収数	441 (55.4%)

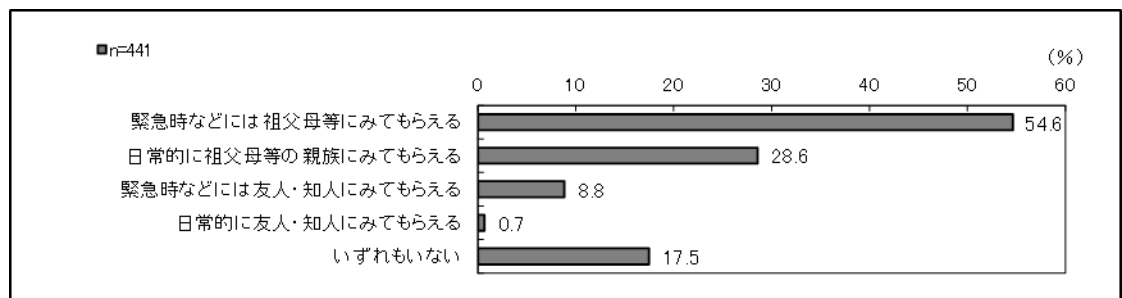
(2) 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

①子育てを主に行っている人



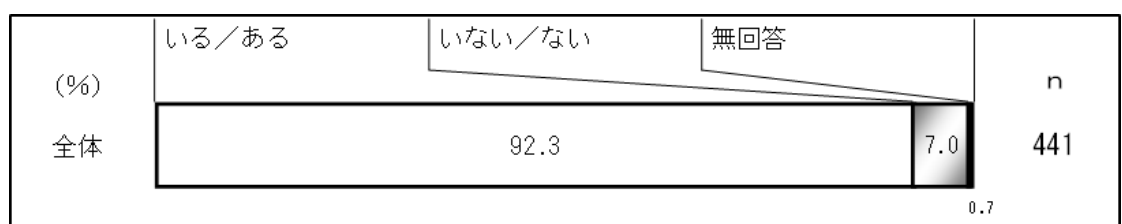
「父母ともに」が3分の2、「主に母親」は3分の1となっています。

②日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人



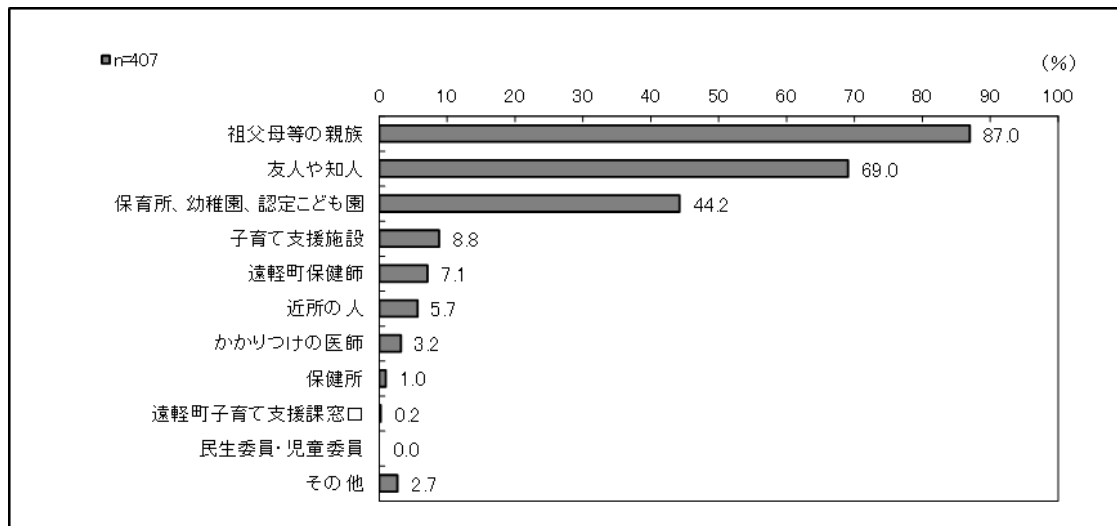
「緊急時などには祖父母等にみてもらえる」(54.6%)、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(28.6%)、「緊急時などには友人・知人にみてもらえる」(8.8%)、「日常的に友人・知人にみてもらえる」(0.7%)となっていますが、「いずれもない」が 17.5%となっており、支援が必要な家庭があると考えられます。

③子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人または場所の有無



「いる／ある」(92.3%)、「いない／ない」(7.0%)となっています。

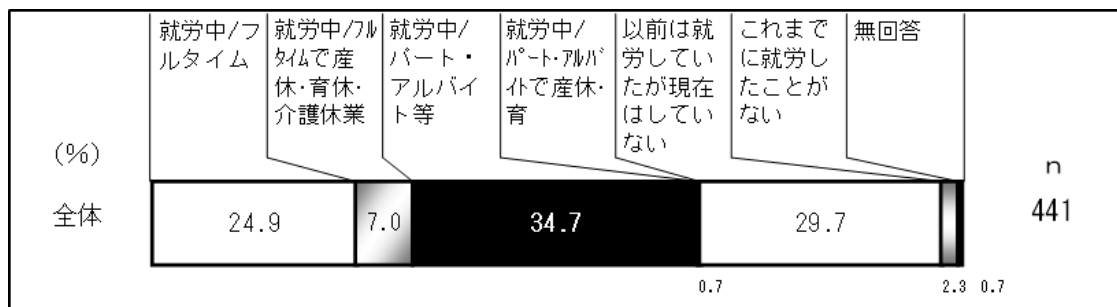
④子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先（あてはまる番号3つまで）



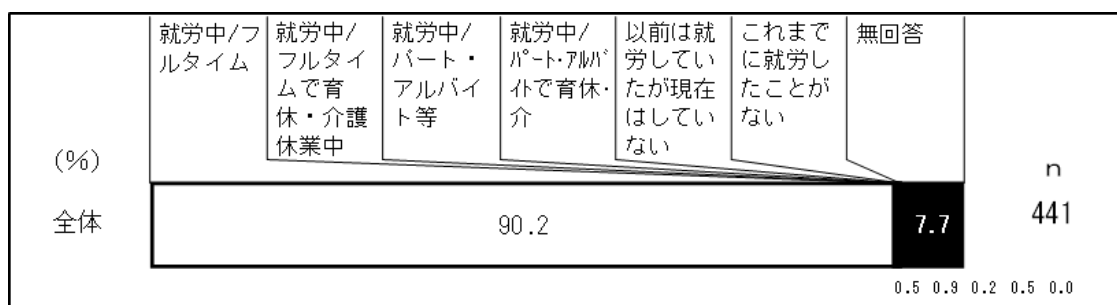
「祖父母等の親族」（87.0%）、「友人や知人」（69.0%）、「保育所、幼稚園、認定こども園」（44.2%）となっています。

⑤保護者の就労状況

【母親】



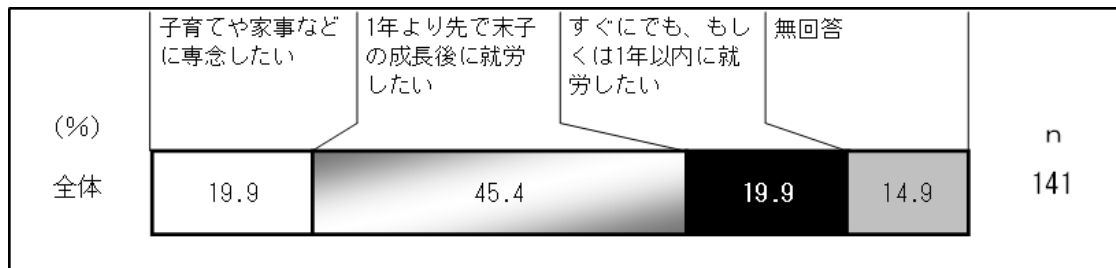
【父親】



母親の就労状況は、「就労中/パート・アルバイト等」（34.7%）、「以前は就労していたが現在はしていない」（29.7%）、「就労中/フルタイム」（24.9%）、「就労中/フルタイムで産休・育休・介護休業中」（7.0%）、「これまでに就労したことがない」（2.3%）、「就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中」（0.7%）となっており、就労中が約7割となっています。

父親の就労状況は、「就労中/フルタイム」（90.2%）となっています。

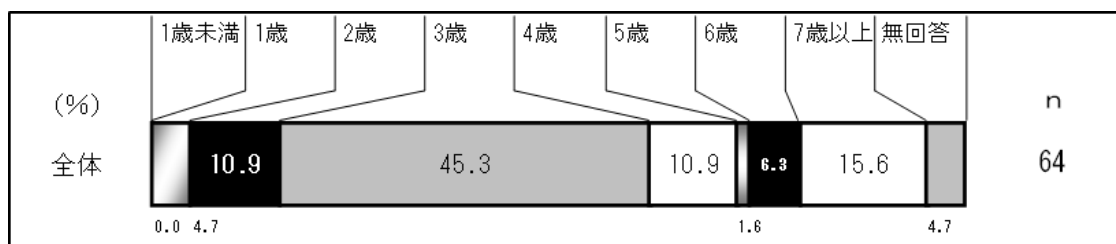
⑥母親の就労希望



「1年より先で末子の成長後に就労したい」(45.4%)、「子育てや家事などに専念したい」(19.9%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(19.9%)となっています。

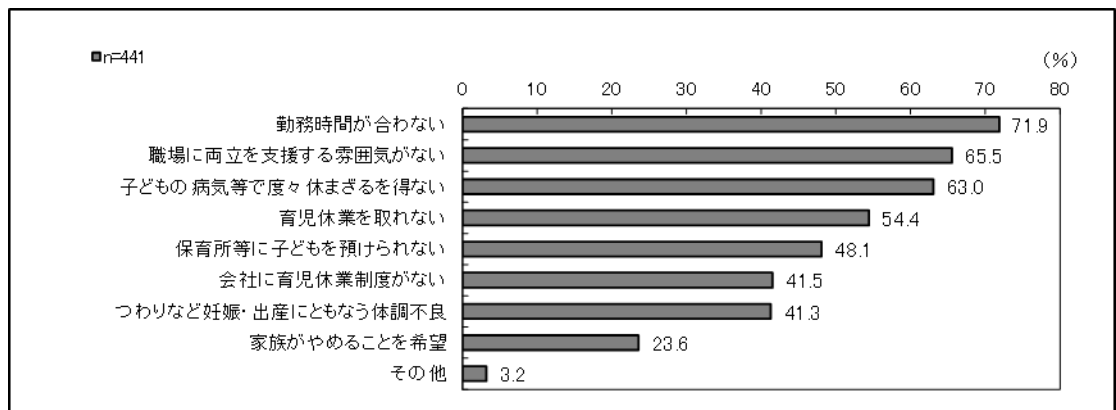
(⑤で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」方が対象)

⑦就労希望時期：末子の年齢



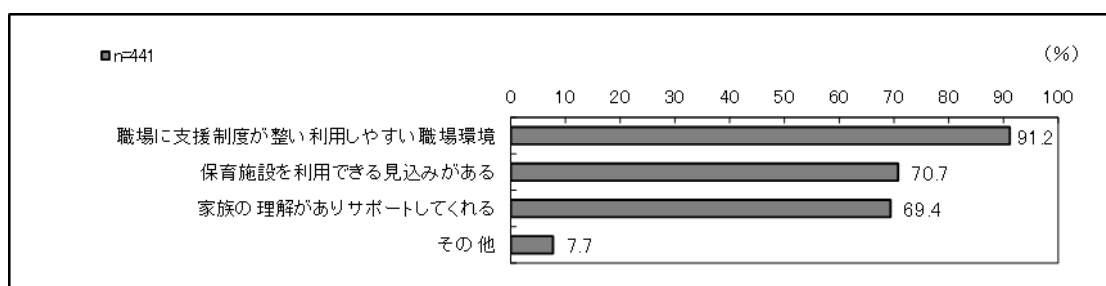
⑥で「1年より先で末子の成長後に就労したい」と答えた方の、就労開始を希望する末子の年齢は、「3歳」(45.3%)、「7歳以上」(15.6%)、「2歳」(10.9%)、「4歳」(10.9%)、「6歳」(6.3%)、「1歳」(4.7%)、「5歳」(1.6%)となっています。

⑧妊娠・出産・子育ての際の離職



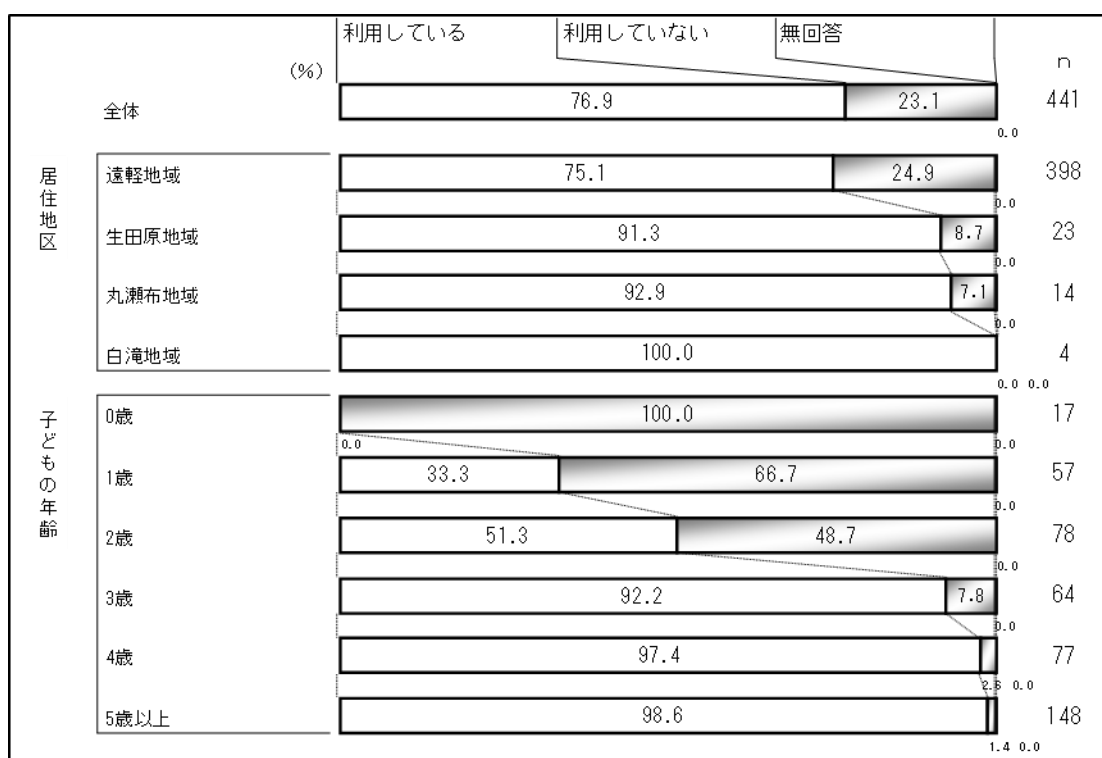
「勤務時間が合わない」(71.9%)、「職場に両立を支援する雰囲気がない」(65.5%)、「子どもの病気等で度々休まざるを得ない」(63.0%)、「育児休業を取れない」(54.4%)、「保育所等に子どもを預けられない」(48.1%)、「会社に育児休業制度がない」(41.5%)、「つわりなど妊娠・出産にともなう体調不良」(41.3%)、「家族がやめることを希望」(23.6%)となっています。

⑨就労の継続



「職場に支援制度が整い利用しやすい職場環境」(91.2%)、「保育施設を利用できる見込みがある」(70.7%)、「家族の理解がありサポートしてくれる」(69.4%)となっています。

⑩幼稚園・認定こども園・保育所の利用状況



利用状況は、「利用している」(76.9%)、「利用していない」(23.1%)となっています。

居住地区別では遠軽地域で7割台半ばにとどまり、子どもの年齢別では、年齢の高さに比例して「利用している」率が高くなる傾向がみられます。

⑪地域の子育て支援事業の利用状況（知っている事業）

	(%)	はい	いいえ	無回答	n
① 母親（父親）学級、育児学級		72.1	22.0	5.9	441
② 母子保健事業の情報・相談事業		62.4	32.2	5.4	441
③ 家庭教育に関する学級・講座		35.8	59.2	5.0	441
④ 教育相談室		44.0	50.8	5.2	441
⑤ 子育ての各相談窓口		66.4	28.3	5.2	441

「母親（父親）学級、育児学級」（72.1%）、「子育ての各相談窓口」（66.4%）、「母子保健事業の情報・相談事業」（62.4%）、「教育相談室」（44.0%）、「家庭教育に関する学級・講座」（35.8%）となっています。

⑫地域の子育て支援事業の利用状況（利用した事業）

	(%)	はい	いいえ	無回答	n
① 母親（父親）学級、育児学級		38.3	52.4	9.3	441
② 母子保健事業の情報・相談事業		30.4	57.6	12.0	441
③ 家庭教育に関する学級・講座		6.8	80.3	12.9	441
④ 教育相談室		5.7	81.4	12.9	441
⑤ 子育ての各相談窓口		12.0	75.5	12.5	441

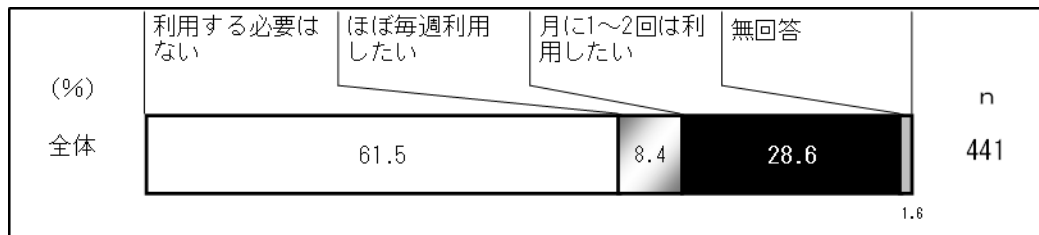
「母親（父親）学級、育児学級」（38.3%）、「母子保健事業の情報・相談事業」（30.4%）、「子育ての各相談窓口」（12.0%）、「家庭教育に関する学級・講座」（6.8%）、「教育相談室」（5.7%）となっています。

⑬地域の子育て支援事業の利用状況（今後利用したい事業）

	(%)	はい	いいえ	無回答	n
① 母親（父親）学級、育児学級		31.1	55.8	13.2	441
② 母子保健事業の情報・相談事業		38.3	48.1	13.6	441
③ 家庭教育に関する学級・講座		31.1	55.3	13.6	441
④ 教育相談室		35.8	51.0	13.2	441
⑤ 子育ての各相談窓口		42.2	44.7	13.2	441

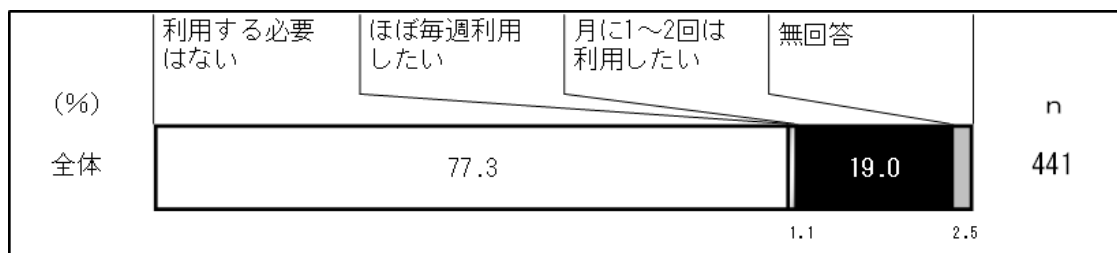
「子育ての各相談窓口」（42.2%）、「母子保健事業の情報・相談事業」（38.3%）、「教育相談室」（35.8%）、「母親（父親）学級、育児学級」・「家庭教育に関する学級・講座」（同率 31.1%）となっており、気軽に相談できる人や場所があるものの（③、④）専門の機関に相談や学ぶ機会を求めている傾向があります。

⑭土曜日の幼稚園・認定こども園・保育所の利用希望



「利用する必要はない」(61.5%)、「月に1～2回は利用したい」(28.6%)、「ほぼ毎週利用したい」(8.4%)となっています。

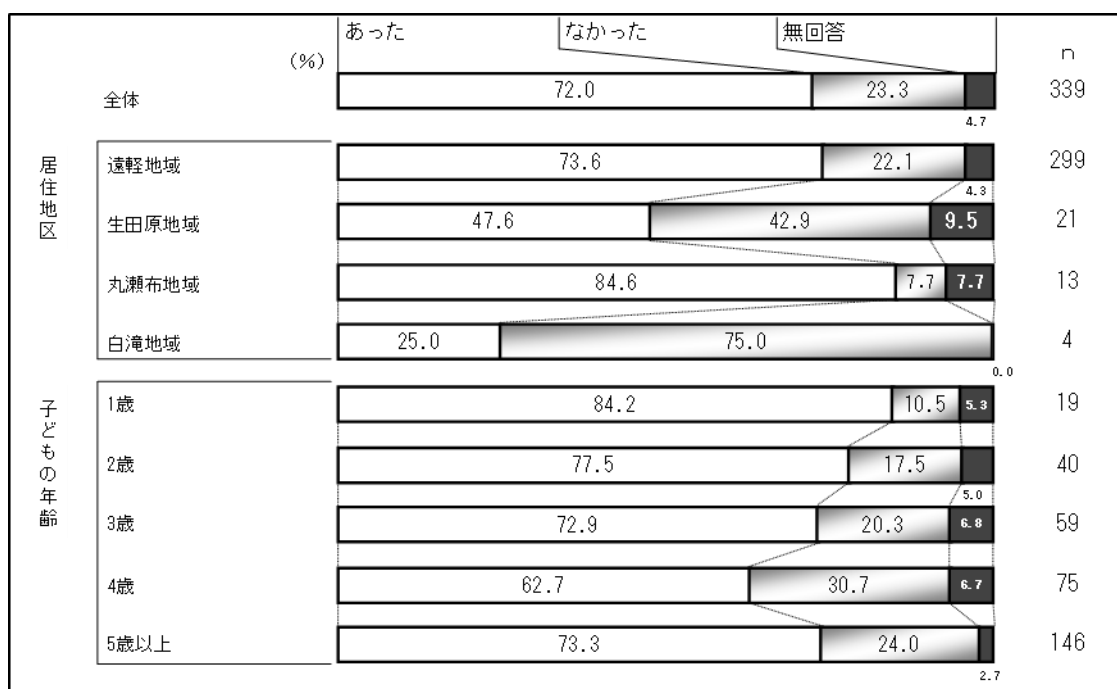
⑮日曜日・祝日の幼稚園・認定こども園・保育所の利用希望（遠軽町未実施）



「利用する必要はない」(77.3%)、「月に1～2回は利用したい」(19.0%)、「ほぼ毎週利用したい」(1.1%)となっています。

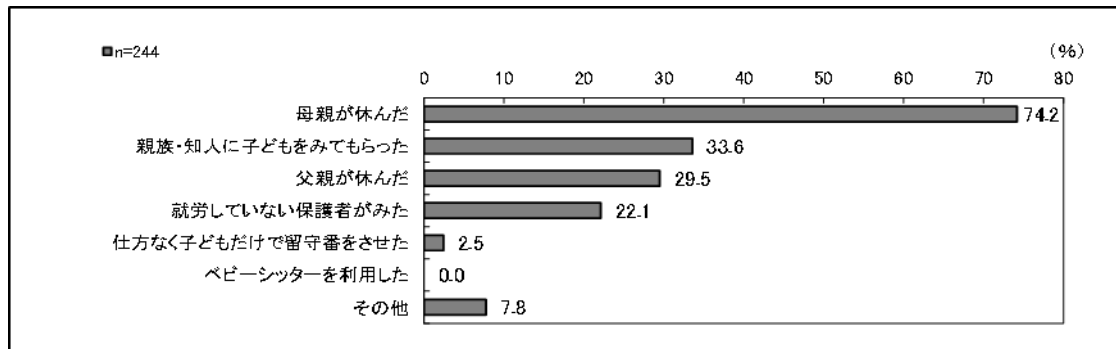
なお、⑭⑮において「月に1～2回は利用したい」人の理由は「月に数回仕事が入るため」(67.1%)、「平日にできない用事をまとめて済ませるため」(34.9%)、「息抜きのため」(32.9%)、「親族の介護や手伝いが必要なため」(3.4%)となっています。

⑯子どもの病気等で幼稚園・認定こども園・保育所を利用できなかった



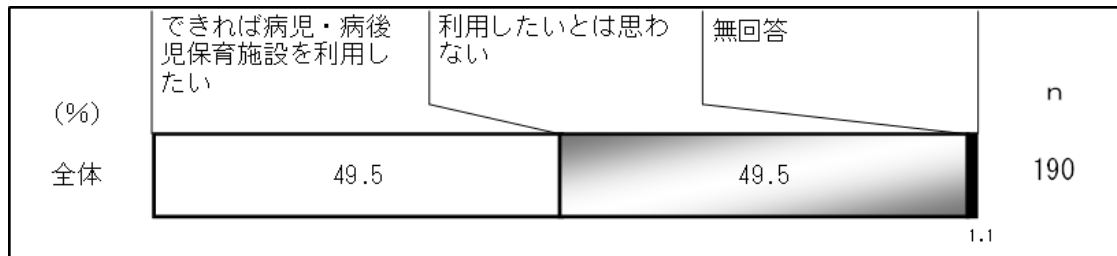
「あった」(72.0%)、「なかった」(23.3%)となっており、居住地区別では遠軽地域、丸瀬布地域で7割を超え、子どもの年齢別では、各年齢において6～7割程度となっています。

⑰子どもの病気等で幼稚園・認定こども園・保育所を利用できなかった場合の対処



「母親が休んだ」(74.2%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(33.6%)、「父親が休んだ」(29.5%)、「就労していない保護者がみた」(22.1%)、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」(2.5%)となっています。

⑱病児・病後児のための保育施設等の利用（遠軽町未実施）

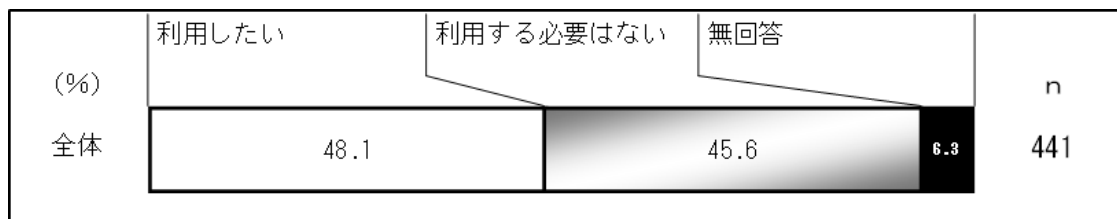


「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と「利用したいとは思わない」が、同率 49.5%となっています。

望ましい事業形態については「小児科に併設の施設で子どもを保育する事業」(79.8%)、「他施設に併設の施設で子どもを保育する事業」(53.2%)、「地域住民等が身近な場所で保育する事業」(40.4%)となっています。

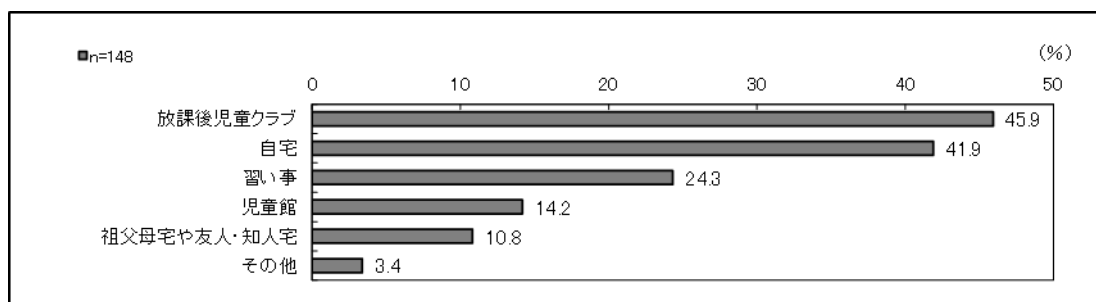
「利用したいとは思わない」理由としては「親が仕事を休んで対応する」(70.2%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(43.6%)、「利用料がかかる・高い」・「利用料がわからない」(同率 23.4%)、「地域の事業の質に不安がある」・「地域の事業の利便性がよくない」(同率 4.3%)となっています。

⑲不定期で幼稚園・認定こども園・保育所等を利用する必要性



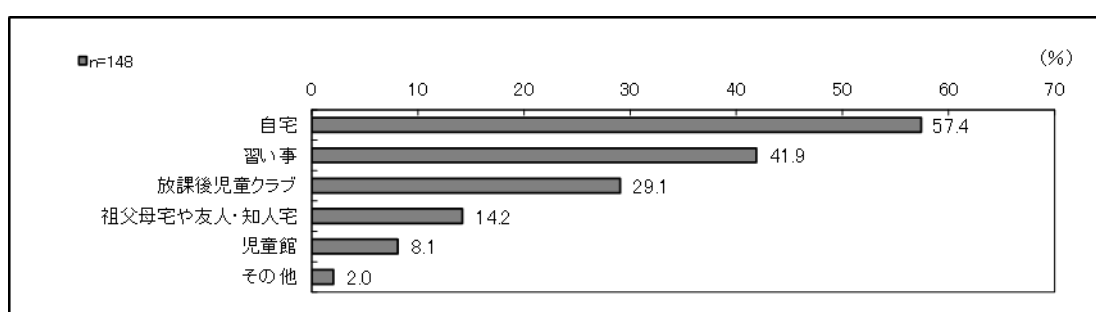
「利用したい」(48.1%)、「利用する必要はない」(45.6%)となっており、その理由については「私用、リフレッシュ目的」(75.5%)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(69.3%)、「不定期の就労」(29.2%)となっています。

②就学後の放課後の過ごし方（低学年）



低学年のうちの放課後の過ごさせ方は、「放課後児童クラブ」(45.9%)、「自宅」(41.9%)、「習い事」(24.3%)、「児童館」(14.2%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(10.8%)となっています。

②就学後の放課後の過ごし方（高学年）



高学年になってからの放課後の過ごさせ方は、「自宅」(57.4%)、「習い事」(41.9%)、「放課後児童クラブ」(29.1%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(14.2%)、「児童館」(8.1%)となっています。

②放課後児童クラブの利用希望（土曜日）

(%)	低学年の間は 利用したい	高学年になって も利用したい	利用する必要 はない	無回答	n
全体	27.0	23.0	43.2	6.8	74

「利用する必要はない」(43.2%)、「低学年の間は利用したい」(27.0%)、「高学年になっても利用したい」(23.0%)となっています。

②放課後児童クラブの利用希望（日曜日）

(%)	低学年の間は 利用したい	高学年になって も利用したい	利用する必要 はない	無回答	n
全体	10.8	16.2	67.6	5.4	74

「利用する必要はない」(67.6%)、「高学年になっても利用したい」(16.2%)、「低学年の間は利用したい」(10.8%)となっています。

②放課後児童クラブの利用希望（夏・冬休み等の長期休業期間）

(%)	低学年の間は 利用したい	高学年になっ ても利用したい	利用する必要 はない	無回答	n
全体	31.8	20.9	25.7	21.6	148

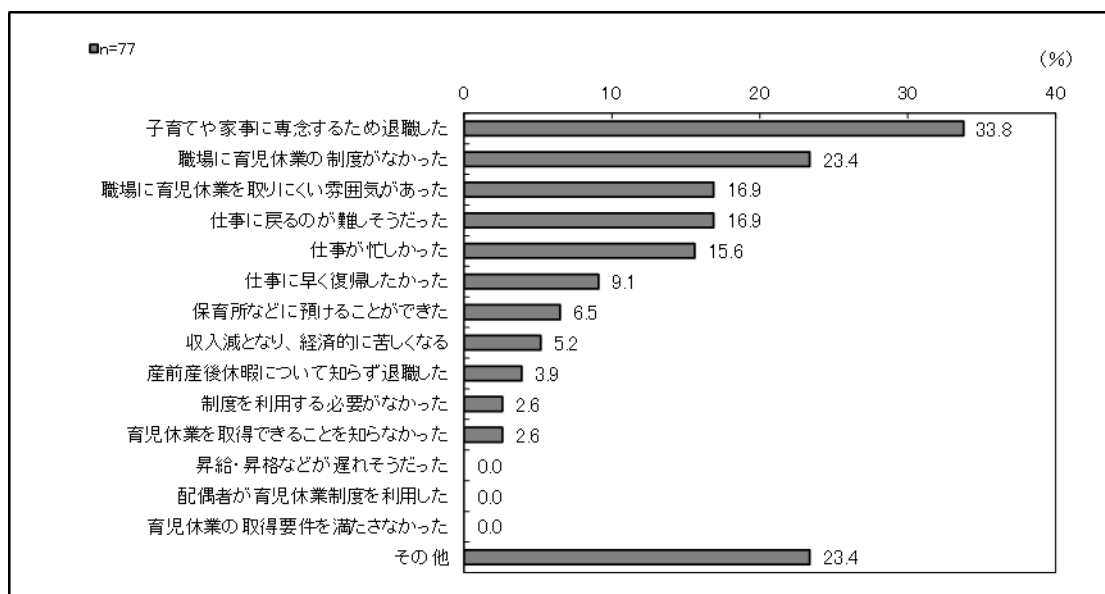
「低学年の間は利用したい」（31.8%）、「利用する必要はない」（25.7%）、「高学年になっても利用したい」（20.9%）となっています。

②母親の育児休業の取得

(%)	働いてい なかった	取得した(取 得中である)	取得してい ない	無回答	n
全体	53.3	26.8	17.5	2.5	441

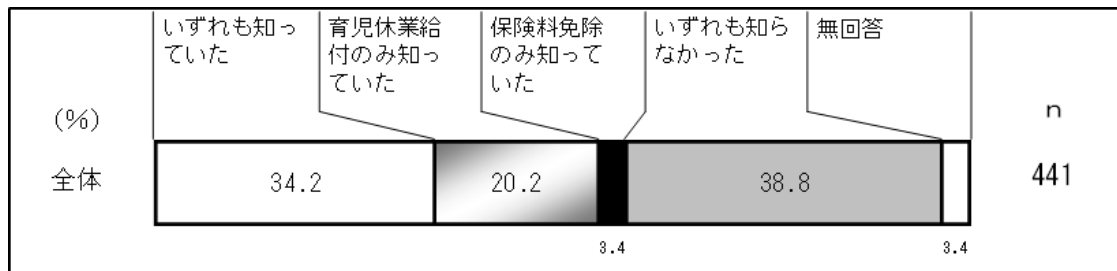
「働いていなかった」（53.3%）、「取得した(取得中である)」（26.8%）、「取得していない」（17.5%）となっています。

②母親が育児休業を取得していない理由



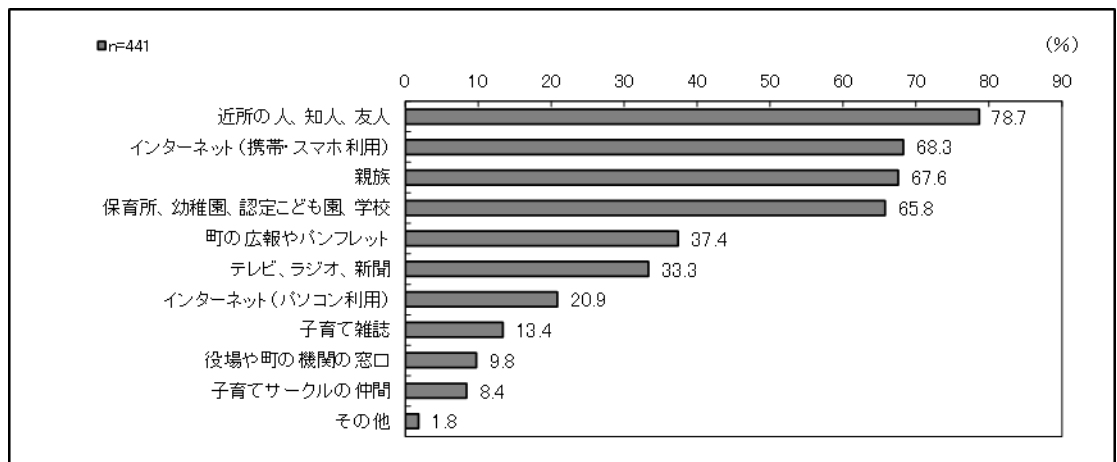
「子育てや家事に専念するため退職した」（33.8%）、「職場に育児休業の制度がなかった」（23.4%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」・「仕事に戻るのが難しそうだった」（同率 16.9%）、「仕事が忙しかった」（15.6%）、「仕事に早く復帰したかった」（9.1%）、「保育所などに預けることができた」（6.5%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（5.2%）、「産前産後休暇について知らず退職した」（3.9%）、「制度を利用する必要がなかった」・「育児休業を取得できることを知らなかった」（同率 2.6%）となっています。

②育児休業給付及び保険料免除



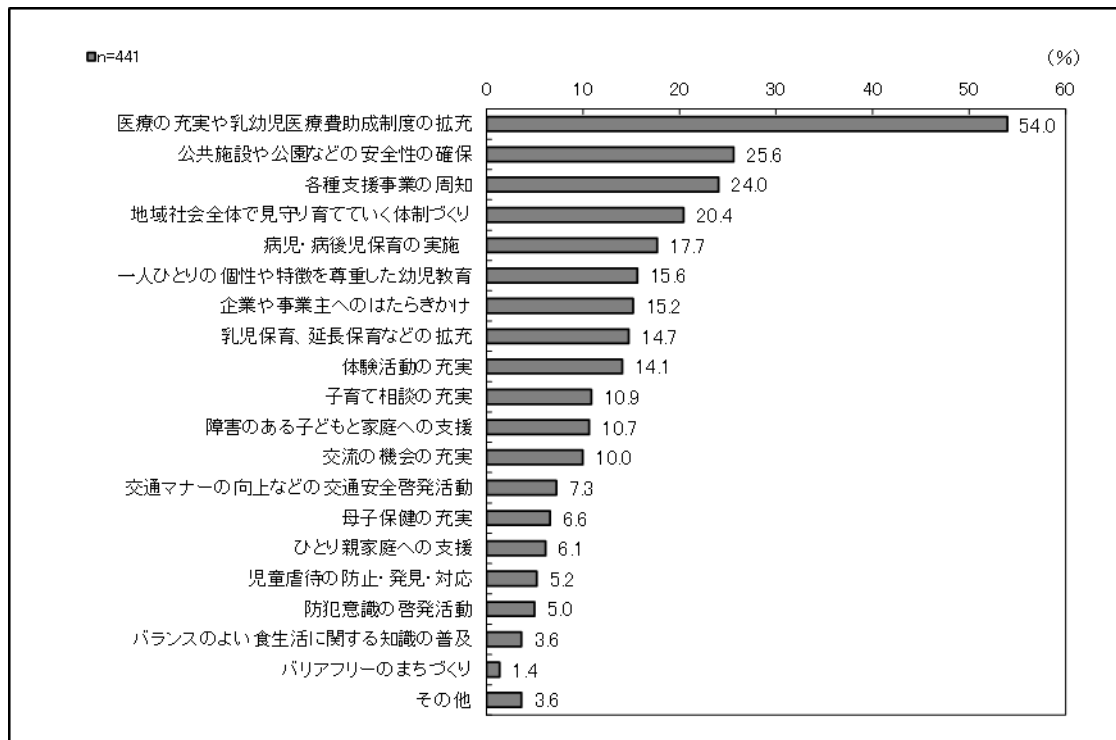
「いづれも知らなかった」(38.8%)、「いづれも知っていた」(34.2%)、「育児休業給付のみ知っていた」(20.2%)、「保険料免除のみ知っていた」(3.4%)となっています。

③子育てに関する情報の入手先



「近所の人、知人、友人」(78.7%)、「インターネット(携帯・スマホ利用)」(68.3%)、「親族」(67.6%)、「保育所、幼稚園、認定こども園、学校」(65.8%)、「町の広報やパンフレット」(37.4%)、「テレビ、ラジオ、新聞」(33.3%)、「インターネット(パソコン利用)」(20.9%)、「子育て雑誌」(13.4%)、「役場や町の機関の窓口」(9.8%)、「子育てサークルの仲間」(8.4%)となっています。

②今後、行政や関係機関で必要もしくは充実してほしいもの



「医療の充実や乳幼児医療費助成制度の拡充」(54.0%)、「公共施設や公園などの安全性の確保」(25.6%)、「各種支援事業の周知」(24.0%)、「地域社会全体で見守り育てていく体制づくり」(20.4%)、「病児・病後児保育の実施」(17.7%)、「一人ひとりの個性や特徴を尊重した幼児教育」(15.6%)、「企業や事業主へのはたらきかけ」(15.2%)、「乳児保育、延長保育などの拡充」(14.7%)、「体験活動の充実」(14.1%)、「子育て相談の充実」(10.9%)、「障害のある子どもと家庭への支援」(10.7%)、「交流の機会の充実」(10.0%)、「交通マナーの向上などの交通安全啓発活動」(7.3%)、「母子保健の充実」(6.6%)、「ひとり親家庭への支援」(6.1%)、「児童虐待の防止・発見・対応」(5.2%)、「防犯意識の啓発活動」(5.0%)、「バランスのよい食生活に関する知識の普及」(3.6%)、「バリアフリーのまちづくり」(1.4%)となっています。

3. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

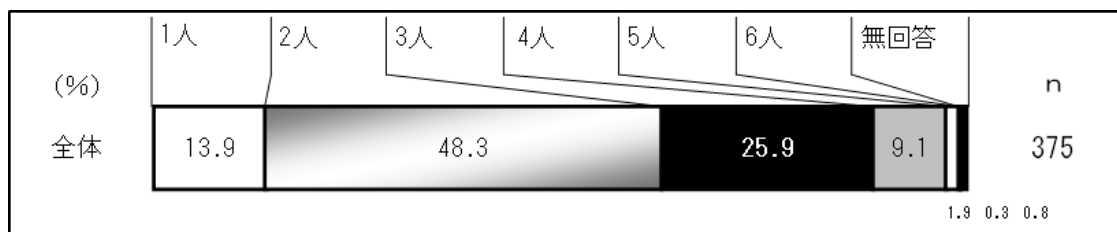
3-2 就学児童

(1) 遠軽町子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施方法

項目	内容
調査対象	町内の就学児童のいる世帯（小学1年生～3年生）
配付数	463
調査方法	学校での配付回収
調査時期	平成30年11月
調査地域	遠軽町全域
調査票回収数	375（81.0%）

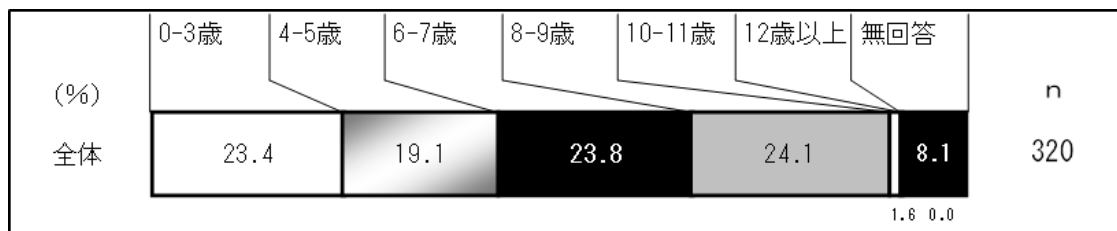
(2) 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

①子どもの人数（本人含む）



「2人」(48.3%)、「3人」(25.9%)、「1人」(13.9%)、「4人」(9.1%)、「5人」(1.9%)、「6人」(0.3%)となっています。

②末子の年齢

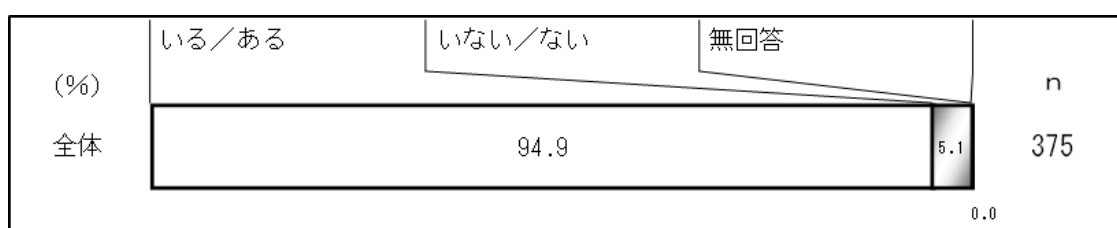


「8-9歳」(24.1%)、「6-7歳」(23.8%)、「0-3歳」(23.4%)、「4-5歳」(19.1%)、「10-11歳」(1.6%)となっています。

③配偶者の有無

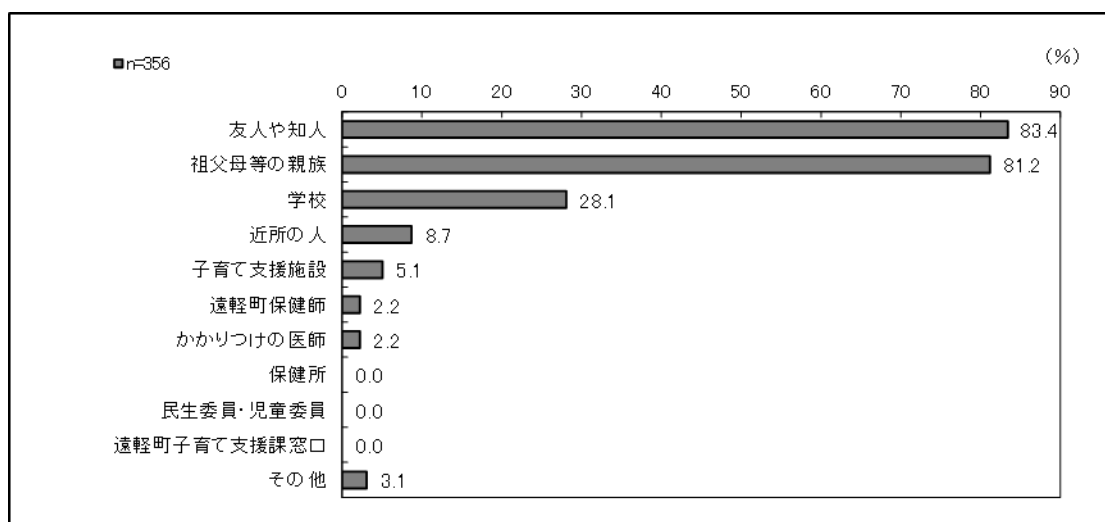
「配偶者がいる」(89.9%)、「配偶者がいない」(9.9%)となっています。

④子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人または場所の有無



「いる／ある」(94.9%)、「いない／ない」(5.1%)となっています。

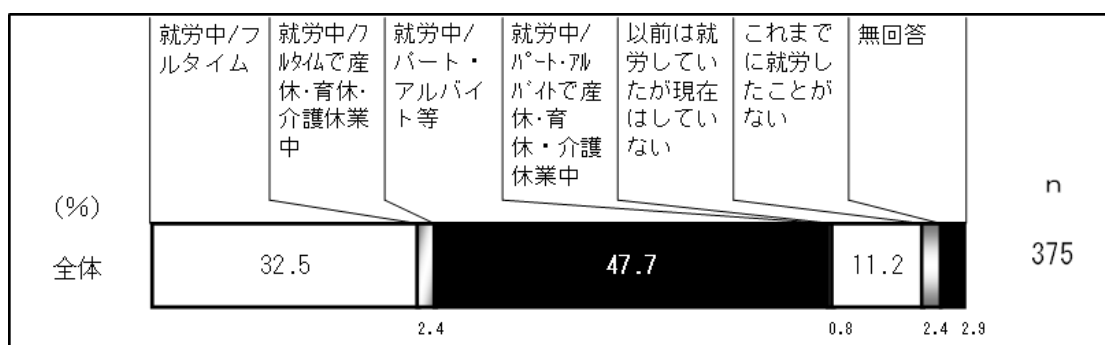
⑤子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先（あてはまる番号3つまで）



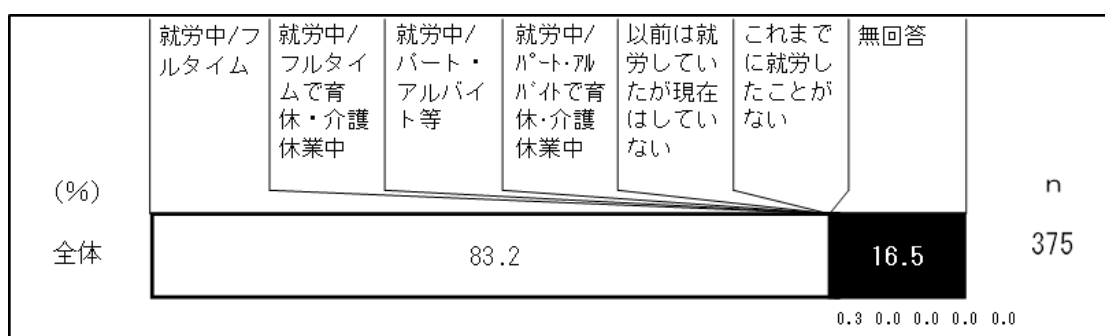
「友人や知人」(83.4%)、「祖父母等の親族」(81.2%)、「学校」(28.1%)、「近所の人」(8.7%)、「子育て支援施設」(5.1%)、「遠軽町保健師」・「かかりつけの医師」(同率 2.2%) となっており、就学前と比べると「友人や知人」の割合が増えています。

⑥保護者の就労状況

【母親】



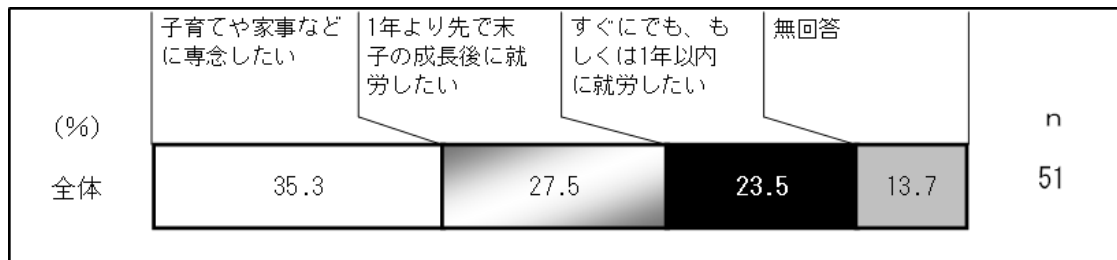
【父親】



母親の就労状況は「就労中/パート・アルバイト等」(47.7%)、「就労中/フルタイム」(32.5%)、「以前は就労していたが現在はしていない」(11.2%)、「就労中/フルタイムで産休・育休・介護休業中」・「これまでに就労したことがない」(同率 2.4%)、「就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中」(0.8%) となっています。

父親の就労状況は「就労中/フルタイム」(83.2%) となっています。

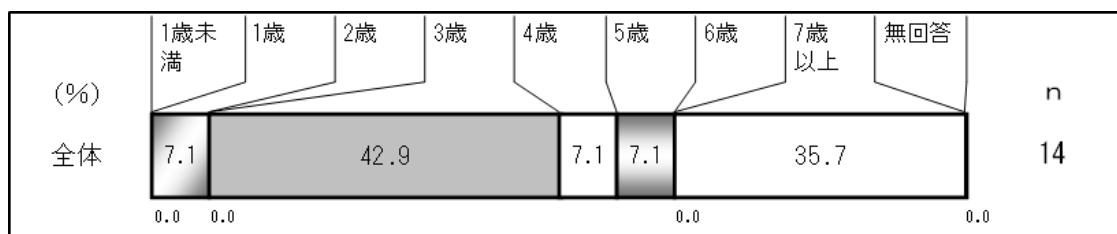
⑦母親の就労希望



「子育てや家事などに専念したい」(35.3%)、「1年より先で末子の成長後に就労したい」(27.5%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(23.5%)となっています。

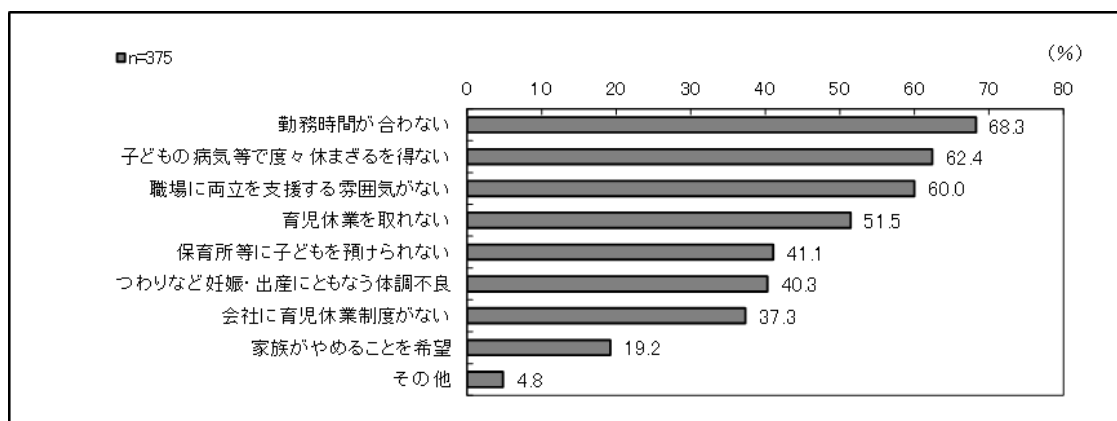
(⑥で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」方が対象)

⑧就労希望時期：末子の年齢



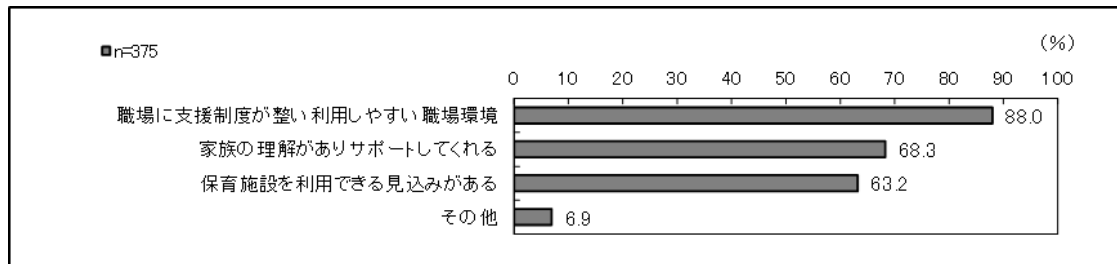
「3歳」(42.9%)、「7歳以上」(35.7%)、「1歳」・「4歳」・「5歳」(同率 7.1%)となっています。

⑨妊娠・出産・子育ての際の離職



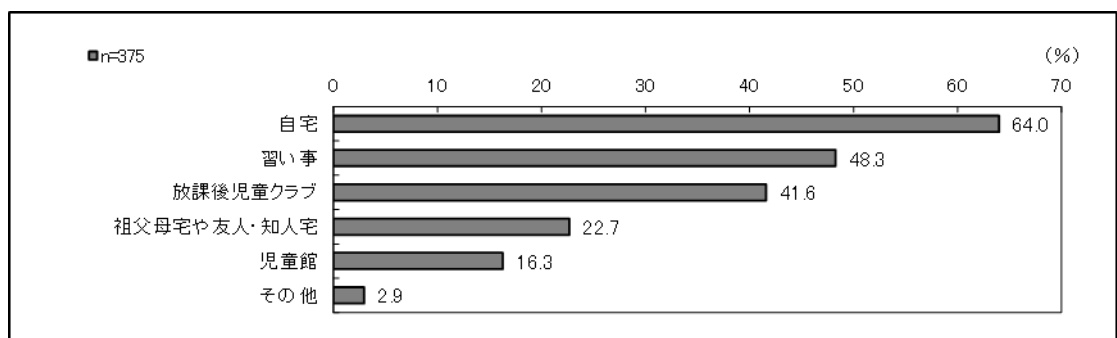
「勤務時間が合わない」(68.3%)、「子どもの病気等で度々休まざるを得ない」(62.4%)、「職場に両立を支援する雰囲気がない」(60.0%)、「育児休業を取れない」(51.5%)、「保育所等に子どもを預けられない」(41.1%)、「つわりなど妊娠・出産にともなう体調不良」(40.3%)、「会社に育児休業制度がない」(37.3%)、「家族がやめることを希望」(19.2%)となっています。

⑩就労の継続



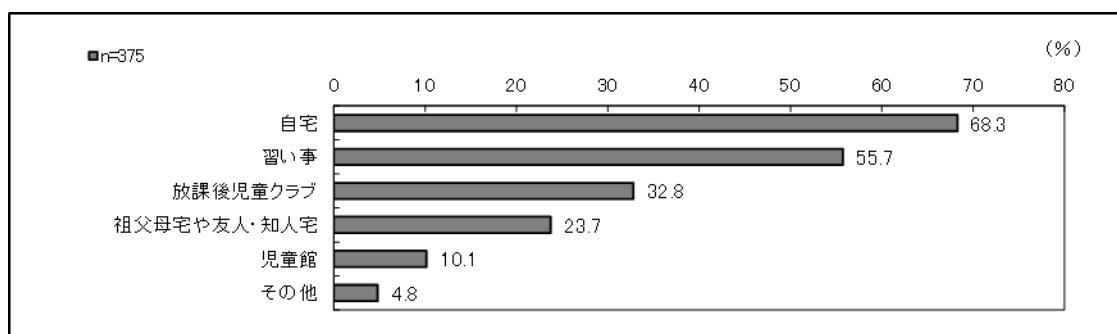
「職場に支援制度が整い利用しやすい職場環境」(88.0%)、「家族の理解がありサポートしてくれる」(68.3%)、「保育施設を利用できる見込みがある」(63.2%)となっています。

⑪放課後の過ごし方



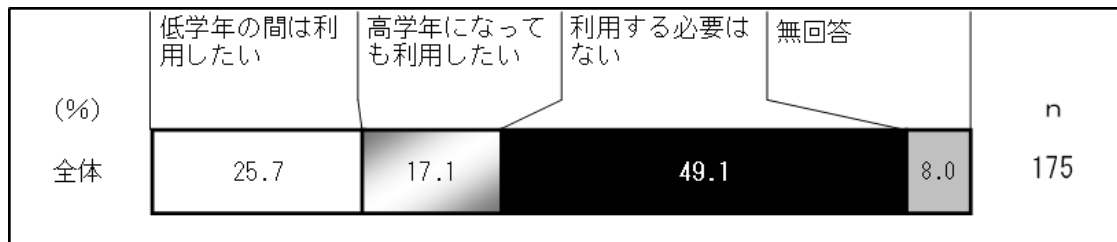
「自宅」(64.0%)、「習い事」(48.3%)、「放課後児童クラブ」(41.6%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(22.7%)、「児童館」(16.3%)となっています。

⑫放課後の過ごし方（高学年になった場合）



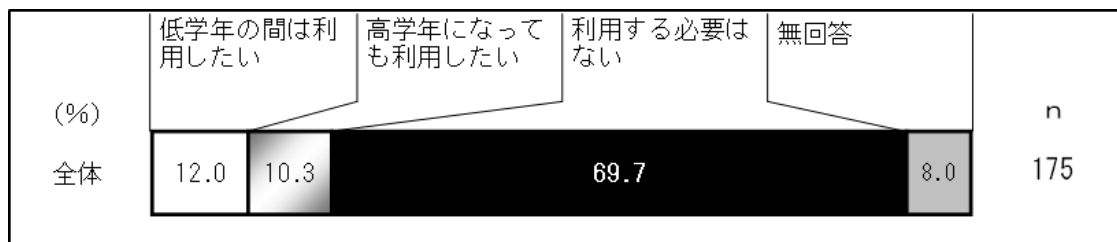
「自宅」(68.3%)、「習い事」(55.7%)、「放課後児童クラブ」(32.8%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(23.7%)、「児童館」(10.1%)となっており、就学前児童調査と比較すると「自宅」(57.4%)、「習い事」(41.9%)、「放課後児童クラブ」(29.1%)で「自宅」と「習い事」の率は10ポイント以上高くなっています。

⑬放課後児童クラブの利用希望（土曜日）



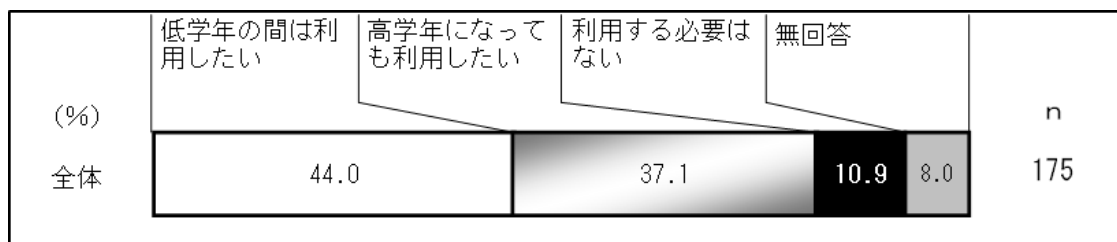
「利用する必要はない」（49.1%）、「低学年の間は利用したい」（25.7%）、「高学年になっても利用したい」（17.1%）となっています。

⑭放課後児童クラブの利用希望（日曜日）



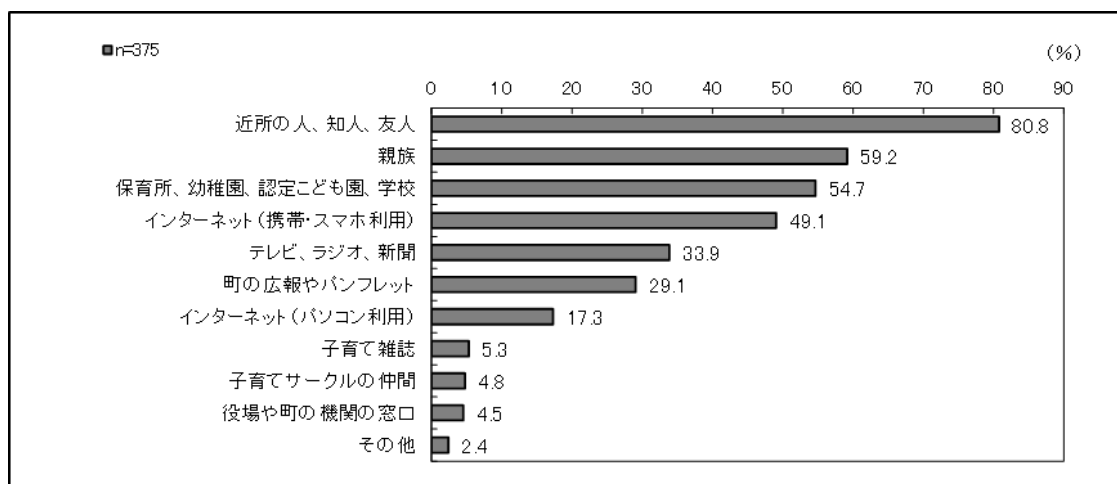
「利用する必要はない」（69.7%）、「低学年の間は利用したい」（12.0%）、「高学年になっても利用したい」（10.3%）となっています。

⑮放課後児童クラブの利用希望（夏・冬休み等の長期休業期間）



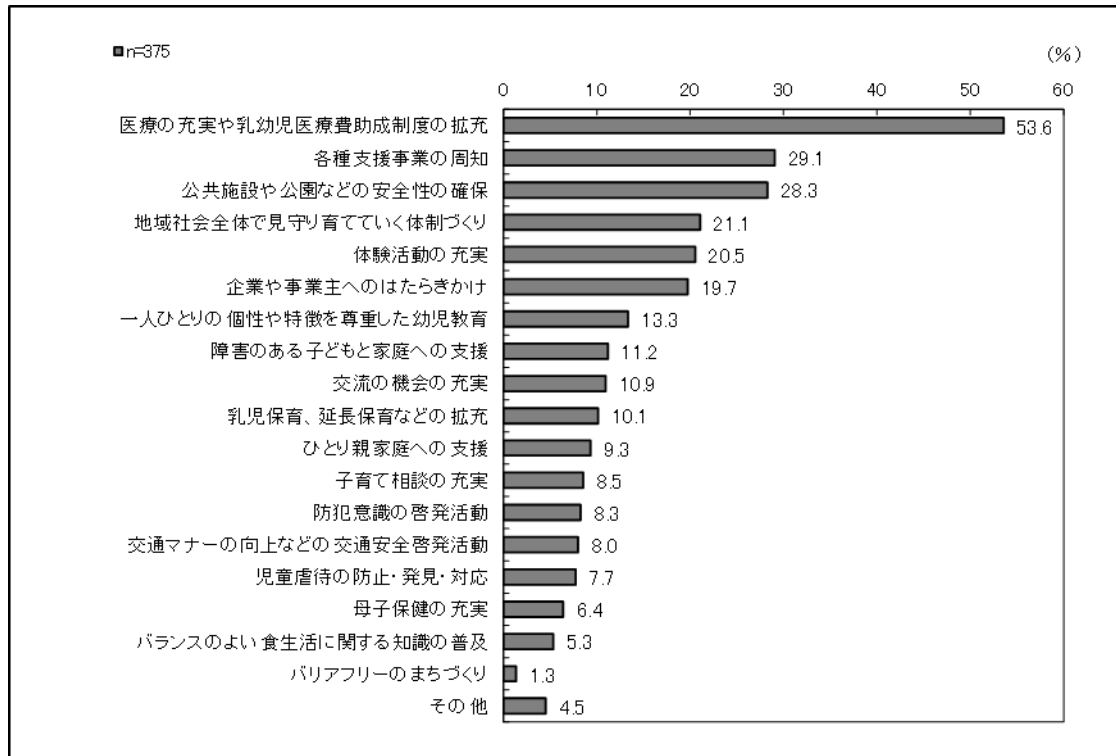
「低学年の間は利用したい」（44.0%）、「高学年になっても利用したい」（37.1%）、「利用する必要はない」（10.9%）となっています。

⑯子育てに関する情報の入手先



「近所の人、知人、友人」(80.8%)、「親族」(59.2%)、「保育所、幼稚園、認定こども園、学校」(54.7%)、「インターネット(携帯・スマホ利用)」(49.1%)、「テレビ、ラジオ、新聞」(33.9%)、「町の広報やパンフレット」(29.1%)、「インターネット(パソコン利用)」(17.3%)、「子育て雑誌」(5.3%)、「子育てサークルの仲間」(4.8%)、「役場や町の機関の窓口」(4.5%)となっています。

⑰今後、行政や関係機関で必要もしくは充実してほしいもの



「医療の充実や乳幼児医療費助成制度の拡充」(53.6%)、「各種支援事業の周知」(29.1%)、「公共施設や公園などの安全性の確保」(28.3%)、「地域社会全体で見守り育ていく体制づくり」(21.1%)、「体験活動の充実」(20.5%)、「企業や事業主へのはたらきかけ」(19.7%)、「一人ひとりの個性や特徴を尊重した幼児教育」(13.3%)、「障害のある子どもと家庭への支援」(11.2%)、「交流の機会の充実」(10.9%)、「乳児保育、延長保育などの拡充」(10.1%)、「ひとり親家庭への支援」(9.3%)、「子育て相談の充実」(8.5%)、「防犯意識の啓発活動」(8.3%)、「交通マナーの向上などの交通安全啓発活動」(8.0%)、「児童虐待の防止・発見・対応」(7.7%)、「母子保健の充実」(6.4%)、「バランスのよい食生活に関する知識の普及」(5.3%)、「バリアフリーのまちづくり」(1.3%)となっており、上位項目は就学前児童調査と同様の傾向となっています。

4. 第一期計画の評価

第一期計画では、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向けて、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を掲げました。

ここでは、第一期計画に基づく主な取組みについて、客観的な評価を行います。

(1) 5年間の主な取組みと成果

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

◆認定こども園施設整備の助成

平成 30 年度に認定こども園ころ、令和元年度に遠軽幼稚園が認定こども園へ移行することに伴う施設整備の助成を行い、3 歳未満児の入所定員が増加しました。

②保育の量的拡大・確保

◆特別な支援を必要とする子どもの受入れ

各保育所・認定こども園において保育士を配置し、障がい児など特別な支援が必要な子どもの受入れを行いました。

◆幼児教育の無償化

少子化対策の一環として、3～5 歳（住民税非課税世帯は 0～2 歳も対象）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化となり、子育て家庭の経済的負担が軽減されました。

③地域の子ども・子育て支援の充実

◆地域子育て支援拠点事業の拡充

げんきひろば及び赤ちゃんひろばの回数を増やし、子育て世代の交流を促進しました。

◆養育支援訪問事業の実施

平成 29 年度より養育支援訪問事業を新たに実施し、支援の必要な家庭へ保健師やホームヘルパーを派遣しました。

◆放課後児童健全育成事業への特別な支援を必要とする子どもの受入れ

児童支援員を増員配置し、受入れを行いました。

◆放課後児童健全育成事業の拡充

平成 27 年より丸瀬布児童クラブを開設しました。

◆妊婦健診の助成拡充

超音波検査 6 回（平成 27 年）、双胎妊婦健診 4 回（令和元年）、産婦健診 1 回（令和元年）など健診項目や対象者の拡充を行いました。

遠軽厚生病院において分娩休止期間があったことから、妊婦健診及び出産に係る交通費の一部を助成しました。

◆母子保健の充実

助産師による母乳相談（訪問）（平成 27 年）、子どもノートの配付（平成 28 年）、電子母子手帳「すくすくえんがる」母子モ（平成 30 年）を導入し、子育て支援を行いました。

（２）５年間の取組みの課題

①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

認定こども園への助成を行い施設整備が行われましたが、公立保育所については、一番新しい施設でも建設後 20 年が経過しており、遠軽地域については、全ての施設が 40 年以上経過し老朽化しているため、統合も含めて今後検討が必要です。

②保育の量的拡大・確保

女性の社会進出に伴い、育児休業の終了とともに保育施設への入所を希望される方が増えています。少子化により児童数そのものは減少していますが、遠軽地域においては、3 歳未満児の需要がさらに増えることが予想されるため、安定的な保育を実施するために必要な保育士を確保していかなければなりません。

③地域の子ども・子育て支援の充実

利用者支援事業については、特設窓口等を設置しておりませんが、子育て世代包括支援センターの設置が法定化され令和 2 年度末までに全国展開をすることとなっていますので、本町においては、子育て世代包括支援センターの設置に合わせ母子保健型による実施に向けた検討が必要です。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、町内の児童養護施設に委託しておりますが、2 歳未満の受け入れが困難なことから、新たに受入可能施設や里親も含めて調査が必要です。

病児・病後児保育事業については、ニーズ調査でも要望があることから実施に向けた検討が必要です。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、遠軽地域において利用児童の増加に伴い施設が狭隘^{きょうあい}で老朽化しているため、学校の空き教室などの活用も含めて、他の施設における事業の継続を考えなければなりません。

④遊び場の確保

本町においても室内遊戯施設の整備計画があることから、子ども・子育て会議において、対象施設と他市の室内遊戯施設を見学し、子育て支援機能を併せ持つ施設が必要との認識でした。

町内の保育所等や小中学校及び公園の遊具の安全管理が重要であることから、遊具の点検を定期的 to 実施していますが、使用禁止となっている遊具が目立つことから、今後は子どもや家族が安全で安心して遊べる場所を確保するために、公園等の整備や適切な維持管理など、子どもの遊び場の充実が求められています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

第2次遠軽町総合計画では、「ものづくりや人づくり、生きがいくくり、暮らしやすい環境づくりなど笑顔と元気と優しさにあふれた、にぎわいのあるまちをつくるという思いをより一層強く持ち、まちづくりを進めていくこと」とし、「森林（もり）と清流（みず）つくる・つながる・にぎわいのまち」という将来像を掲げています。

まち中に響く子どもの笑い声は、そこに住む人や訪れる人の心を温かくし、まちを輝かせる原動力となる地域の大切な宝物です。

子どもたちが、安心して健やかに成長し、いきいきと暮せることができ、そしてそのふるさとを子どもたちが誇れるようなまちの実現を目標に基本理念を次のように定めます。

子育てが つくる・つながる・にぎわいのまち

2. 計画の基本的な視点

子育ては、将来のまちの宝を育てる人づくりです。そのため、子どもたち、そして子育ての基本になる保護者や家庭を地域社会全体で支援していかなければなりません。そのことにより子育て世帯を支援するつながりが地域の一体感の醸成となり、にぎわいのあるまちへとになっていくことを願い、次の3点を基本的な視点として定め、子育て支援を進めていきます。

（1）子ども支援（子どもの健やかな成長を支援）

子どもは、将来のまちの宝です。そのためにも、全ての子どもが、家庭の状況、障がいの有無、発達状況や社会への適応能力の違いなどに差別されることなく、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら健やかに成長することが保障されなければなりません。

子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に子どもの利益が最大限に尊重され、子どもたちが将来に夢を持ち、健やかに成長できるまちづくりを進めます。

（2）子育て支援（子育て世帯の保護者の支援）

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てをする全ての家庭が孤立感や不安感、負担感がなく、心身ともにゆとりを持って幸せに子育てができるような支援をしていかなければなりません。

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが、子どものより良い育ちの実現につながるものであり、そのために、子育て家庭へのアンケート結果や遠軽町子ども・子育て会議での意見を踏まえ、子育て家庭のニーズに応えられるような取組みを計画に盛り込むこととします。

（３）地域全体で支援する仕組みづくり

子育てについての第一義的責任を有するのは保護者ではありますが、家庭、学校、地域、職場、その他の社会のあらゆる分野における全てのみなさんが各々の可能な役割を担うとともに、協力していくことが求められます。

そのために各分野における役割を整理し連携できる仕組みをつくる必要であり、子育て世代包括支援センターもひとつの仕組みづくりとなり、実施に向けて検討していきます。

第4章

計画の目標値等

第4章 計画の目標値等

1. 子ども・子育て支援サービス

子ども・子育て新制度では、町が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

また、特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするため受け入れ体制の確保が必要です。

2. 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、教育・保育施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

(1) 教育・保育提供区域の状況

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

利用の実績やニーズ調査の結果を活用し、保護者の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数から事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

なお、令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、認定区分の量の見込みの変化があった場合は、見直しを行います。

①保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

- ・2号認定…満3歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども（法第19条第1項第2号）
- ・3号認定…3歳未満の保育を必要とする子ども（法第19条第1項第3号）

【量の見込み】及び【確保の方策】

（単位 人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	352	342	325	313	306
2号認定	211	202	193	187	184
3号認定(0歳)	23	22	21	20	20
3号認定(1・2歳)	118	118	111	106	102
B. 確保提供数	647	647	647	647	647
2号認定	374	374	374	374	374
3号認定(0歳)	39	39	39	39	39
3号認定(1・2歳)	234	234	234	234	234
差異(B-A)	295	305	322	334	341

確保提供数は、各保育所及び認定こども園の定員、面積・人員配置等から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

なお、「B.確保提供数」の3号認定（0歳）は、各施設の保育士配置によっては遠軽地域の確保提供数の不足が見込まれることから、今後、確保提供方策を検討していきます。

②特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

・1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用する子ども（法第19条第1項第1号）

【量の見込み】

（単位 人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	182	174	167	161	158
B. 確保提供数	260	260	260	260	260
差異(B-A)	78	86	93	99	102

【確保の方策】

確保提供数は、各幼稚園・認定こども園の予想定員数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

特設窓口等の設置はありません。

【確保の方策】

本事業については、子育て世代包括支援センターの仕組みづくりを行い、母子保健型での実施に向け検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】 (年・延人数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	9,996	10,461	9,772	9,776	8,743

【量の見込み】 (年・延人数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	8,522	7,939	7,501	7,590	6,894
B. 確保提供数	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700
差異(B-A)	6,178	6,761	7,199	7,110	7,806

【確保の方策】

確保提供数は、各事業・施設の受入可能な人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

（３）一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【利用実績】

（年・延人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	－	9,701	10,150	9,141	18,395

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	15,959	15,275	14,632	14,171	13,909
B. 確保提供数	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
差異（B－A）	9,541	10,225	10,868	11,329	11,591

【確保の方策】

確保提供数は、各幼稚園の予想提供可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和２～６年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【利用実績】

（年・延人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	－	61	123	72	61

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	3,782	3,669	3,500	3,367	3,284
B. 確保提供数	574	574	574	574	574
差異（B－A）	▲3,208	▲3,095	▲2,926	▲2,793	▲2,710

【確保の方策】

確保提供数は、認定こども園こころの一時預かりの利用可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和２～６年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を上回っていますが、令和元年 10 月から実施された幼児教育の無償化によりニーズ量が変わることが予想されるため、今後の動向に対応していかなければなりません。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【利用実績】

（年・実人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	148	158	125	124	130

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問数	116	109	106	102	99

【確保の方策】

人口推計により出生数を算出しました。今後も継続して事業の展開を行います。

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問による専門的相談や支援を行い、必要に応じてホームヘルパーを派遣し家事・育児援助を行う事業で平成 29 年度より実施しています。

【利用実績】

（年・延人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数				25	50

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も引き続き支援の必要な家庭に対して保健師による訪問や相談等を行い、必要に応じてホームヘルパーの派遣をするなど援助をしていきます。

（６）ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【利用実績】

本町では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、本町では実施していません。また、ニーズ調査による利用の希望もないものの、計画期間において、検討を行います。

（７）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【利用実績】

（年・延人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	10	7	0	8	27

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	36	35	34	32	32
B. 確保提供数	730	730	730	730	730
差異(B－A)	694	695	696	698	698

【確保の方策】

確保提供数は、委託先の施設の受入人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

なお、現在の委託先である児童養護施設では、2 歳未満の児童の受入れが困難であるため、里親も含めて受入れ先の確保が必要です。

(8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【利用実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数		22	28	26	27

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込み	105	102	97	94	91

【確保の方策】

本事業は、平成 27 年度から町立保育所の保育時間の終期を 18 時から 18 時 30 分に延長し対応しています。

(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込み	2,115	2,049	1,956	1,882	1,837

【確保の方策】

本事業は、本町では実施していないものの、ニーズ調査による利用希望があることから、計画期間内において、実施主体、実施場所、実施類型等総合的に検討を行います。

（10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】

（年・実人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	252	261	304	332	350
低学年（1～3 年）	199	207	222	243	253
高学年（4～6 年）	53	54	82	89	97

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	335	322	318	308	291
低学年（1～3 年）	245	229	231	222	210
高学年（4～6 年）	90	93	87	86	81
B. 確保提供数	500	500	500	500	500
差異（B－A）	165	178	182	192	209

【確保の方策】

確保提供数は、各児童クラブの受け入れ可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。

なお、遠軽地域において利用児童の増加に伴い施設が狭隘^{きょうあい}で老朽化しているため、学校の空き教室など他の施設の活用も含めて検討が必要です。

（11）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦 1 人につき 14 回の受診票と、平成 27 年度から超音波検査の受診票（6 回）、平成 31 年度からは産婦健診（1 回）、双胎妊婦健診（4 回）も発行し、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

（年・実人数／延回数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受診者数	181	170	165	159	154
受診件数	1,416	1,330	1,291	1,244	1,205

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、平成 27 年度から実施されています。

【実施状況】

(年・実人数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数		2	2	4	2

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は、事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度において国が進める施策のひとつで、本町においては、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受入れることが出来る認定こども園に遠軽地域の私立幼稚園全てが移行しています。

遠軽地域以外でも就学へのスムーズな移行も含め保育所型認定こども園への移行を検討します。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

平成30年度に円滑な幼小接続に向けた引継ぎの在り方やスタートカリキュラムの改善等についての説明及び演習・協議等を行い、幼小連携の強化を図ることを目的に「オホーツク管内幼小接続に係る研究協議会」が初めて開催されました。

今後は、町内において幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図るため、職員の交流などを通じて幼保小連携を推進します。

4. 関連施策の展開

（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

教育・保育の量の確保方策においては、幼稚園が認定こども園へ移行したことにより０歳児保育の提供体制が拡大されましたが、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供できるよう、保育所等の既存の社会資源を活用するなど提供体制の確保に努めていきます。

（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の推進について、北海道が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、早期に児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。

本町の場合、児童虐待に係る情報は要保護児童対策地域協議会事務局（保健福祉課）に集中することにしていきますので、速やかに関係者との情報共有を行い、的確な対応ができるよう連携を図ります。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭等自立促進計画等の定めるところにより、経済的支援や就業への支援、相談・情報提供機能の強化などを北海道と連携して総合的に推進します。

・ひとり親家庭等児童生徒入学援助費助成～遠軽町単独事業

③障がい児施策の推進

障がいのある子どもや発達に遅れやつまずきのある子どもの養育には、早期からそれぞれの障がい特性や発達段階に応じた専門的な療育支援や適正な教育を受けることが重要です。また、保護者に対しての悩み相談や助言指導、更には育児疲れ解消のためのレスパイトケア等の子育て支援も大切であり、福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携を図り、町内の福祉サービスと連携しながら、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から相談・生活・経済的支援等の各種支援に努めます。

○本町における障がい福祉サービス事業

ア 児童通所支援

- ・児童発達支援【遠軽町母子通園センター、くれよん】
- ・放課後等デイサービス【くれよん】

イ 児童短期預かり

- ・児童短期入所（ショートステイ）【ひまわり学園、向陽園】
- ・児童日中一時支援【ひまわり学園、向陽園】

ウ ホームヘルプ（移動支援、外出支援）

【ぱれっと遠軽】

エ 相談支援

【遠軽町地域生活支援センター、相談支援室ま〜ぶる、相談支援事業所かたつむり、相談支援事業所くらしネット Link、子ども家庭支援センターオホーツク】

オ 経済的支援

- ・心身障害児児童生徒入学援助費助成～遠軽町単独事業
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成
- ・特別児童扶養手当

第5章

子どもの貧困対策

第5章 子どもの貧困対策

1. 貧困対策の基本的な考え方

子どもの生活実態調査のアンケート結果を踏まえ、子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを目指し、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進します。

施策の推進にあたっては、子どもの成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意していきます。

2. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

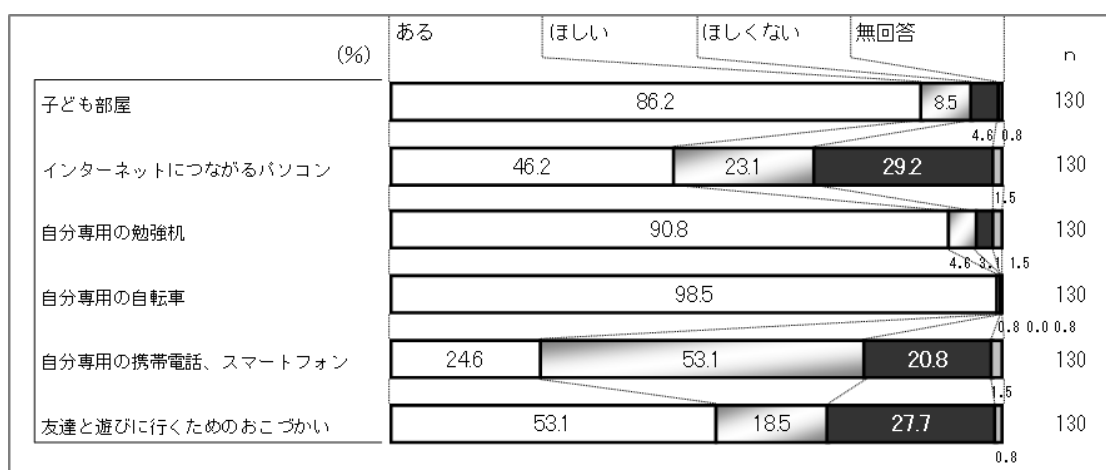
2-1 小学5年生

(1) 遠軽町子どもの生活実態調査実施方法

項目	内容
調査対象	遠軽町在住の小学校5年生、中学校2年生の保護者
配付数	155
調査方法	学校での配付・回収
調査時期	平成30年11月
調査地域	遠軽町全域
調査票回収数	130（83.9%）

(2) 調査結果から見る児童の意識と状況

①自分が使うことができるもの



自分が使うことができるものの有無をたずねたところ、子ども部屋については、「ある」が86.2%、「ほしい」が8.5%、「ほしくない」が4.6%となっています。

インターネットにつながるパソコンについては、「ある」が46.2%、「ほしくない」が29.2%、「ほしい」が23.1%となっています。

自分専用の勉強机については、「ある」が90.8%、「ほしい」が4.6%、「ほしくない」が

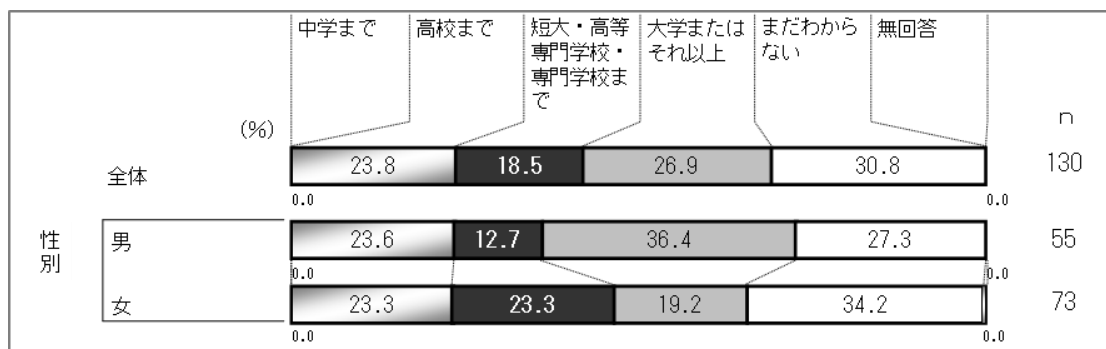
3.1%となっています。

自分専用の自転車については、「ある」が 98.5%、「ほしい」が 0.8%となっています。「ほしくない」は回答なしでした。

自分専用の携帯電話、スマートフォンについては、「ほしい」が 53.1%、「ある」が 24.6%、「ほしくない」が 20.8%となっています。

友達と遊びに行くためのおこづかいについては、「ある」が 53.1%、「ほしくない」が 27.7%、「ほしい」が 18.5%となっています。

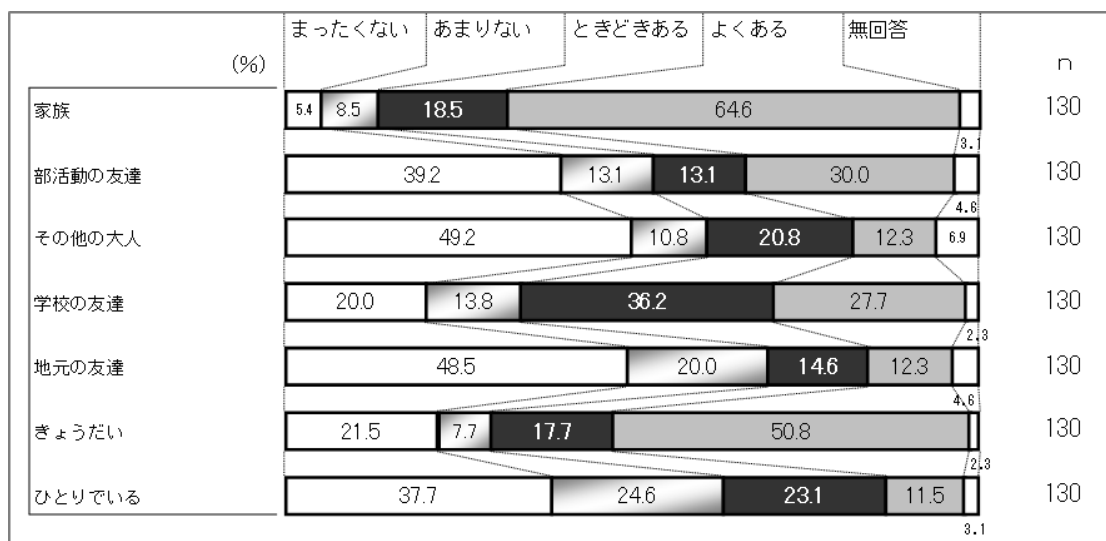
②将来どの段階まで進学したいか



将来どの段階まで進学したいかについては、「大学またはそれ以上」が 26.9%、「高校まで」が 23.8%、「短大・高等専門学校・専門学校まで」が 18.5%となっています。なお、「まだわからない」は 30.8%となっています。

性別でみると、男では「短大・高等専門学校・専門学校まで」が 12.7%、「大学またはそれ以上」が 36.4%となっているのに対し、女では順に 23.3%、19.2%となっています。

③放課後に一緒に過ごす人



放課後に誰と一緒に過ごすことが多いかたずねたところ、「家族」については、「よくある」(64.6%)と「ときどきある」(18.5%)を合わせた「ある」が 83.1%、「あまりない」(8.5%)と「まったくない」(5.4%)を合わせた「ない」が 13.9%となっています。

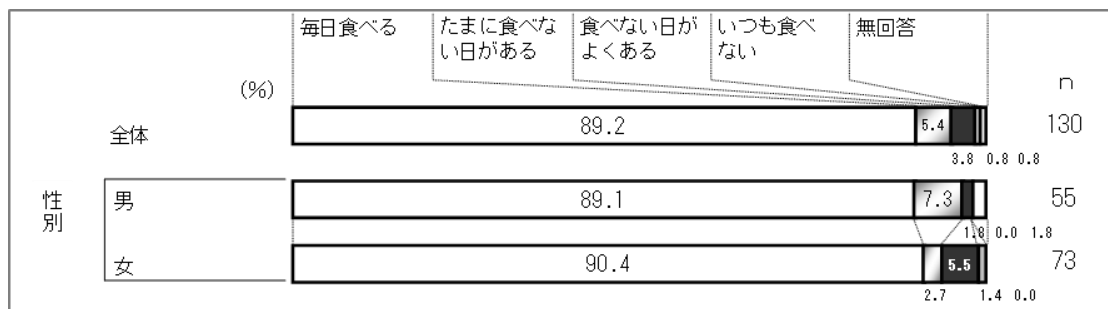
「部活動の友達」については、「ある」が 43.1%、「ない」が 52.3%となっています。

「その他の大人」については、「ある」が 33.1%、「ない」が 60.0%となっています。

「学校の友達」については、「ある」が 63.9%、「ない」が 33.8%となっています。

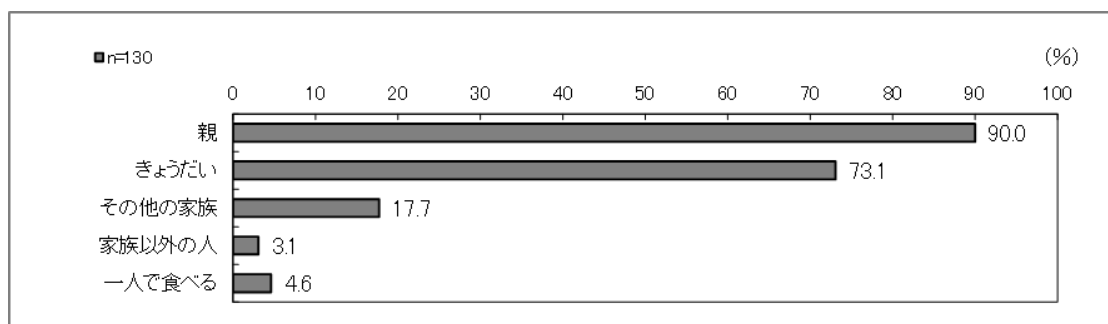
「地元の友達」については、“ある”が26.9%、“ない”が68.5%となっています。
「きょうだい」については、“ある”が68.5%、“ない”が29.2%となっています。
「ひとりである」については、“ある”が34.6%、“ない”が62.3%となっています。

④平日に朝食を食べるか



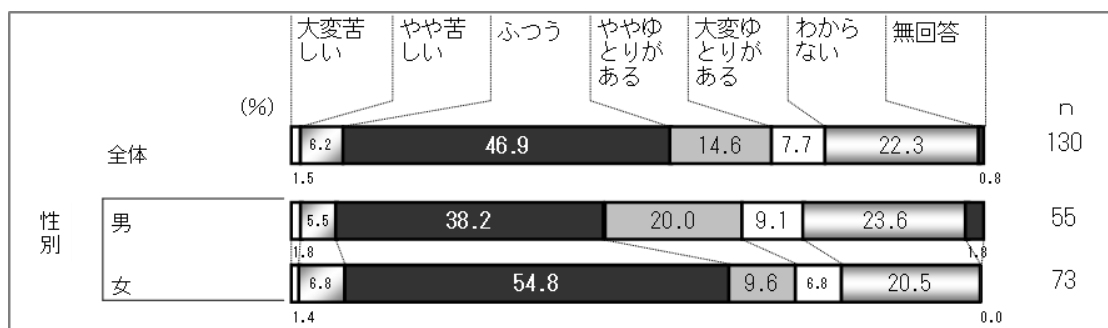
平日に朝食を食べるかたずねたところ、「毎日食べる」が89.2%となっています。一方、「たまに食べない日がある」(5.4%)と「食べない日がよくある」(3.8%)を合わせた“食べない日がある”は9.2%、「いつも食べない」は0.8%となっています。

⑤平日の夕食を誰と食べるか



平日の夕食を誰と食べるかたずねたところ、「親」(90.0%)が最も多く、次いで「きょうだい」(73.1%)、「その他の家族」(17.7%)、「家族以外の人」(3.1%)となっています。なお、「一人で食べる」は4.6%となっています。

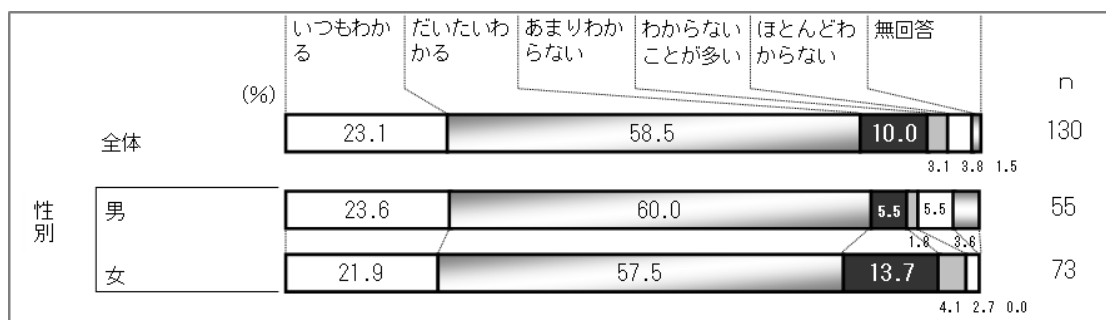
⑥経済的にみた家の暮らし



経済的にみた家の暮らしについては、「ふつう」が46.9%、「大変ゆとりがある」(7.7%)と「ややゆとりがある」(14.6%)を合わせた“ゆとりがある”が22.3%、「やや苦しい」(6.2%)と「大変苦しい」(1.5%)を合わせた“苦しい”が7.7%となっています。なお、「わからない」は22.3%となっています。

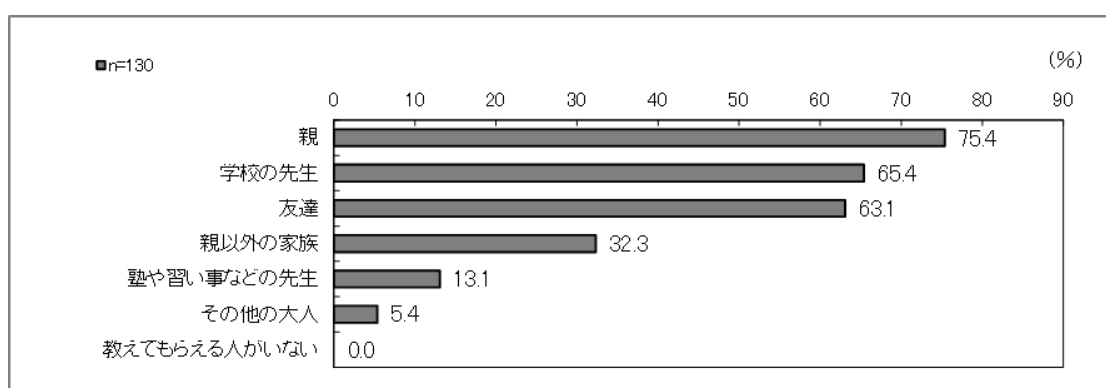
性別でみると、男では“ゆとりがある”が29.1%となっているのに対し、女では16.4%となっています。

⑦学校の授業がわからないことがあるか



学校の授業がわからないことがあるかどうかたずねたところ、「だいたいわかる」が58.5%、「いつもわかる」が23.1%、「あまりわからない」が10.0%、「ほとんどわからない」が3.8%、「わからないことが多い」が3.1%となっています。

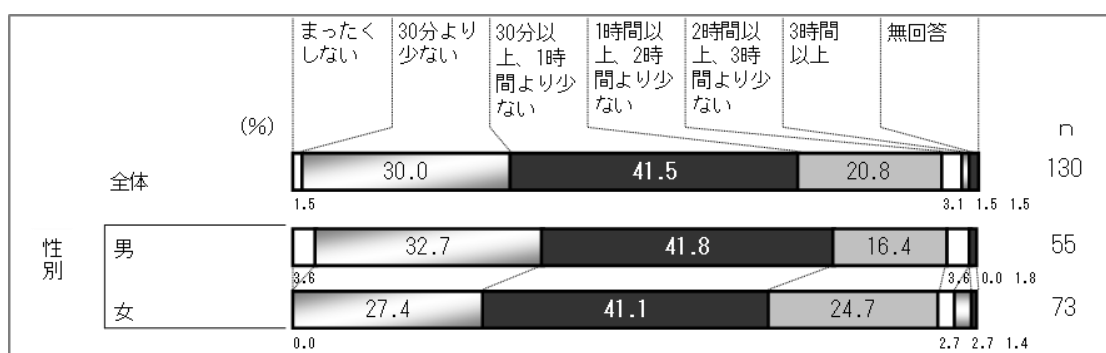
⑧勉強がわからないとき教えてもらう人



勉強がわからないとき教えてもらう人については、「親」(75.4%)が最も多く、次いで「学校の先生」(65.4%)、「友達」(63.1%)、「親以外の家族」(32.3%)、「塾や習い事などの先生」(13.1%)、「その他の大人」(5.4%)となっています。

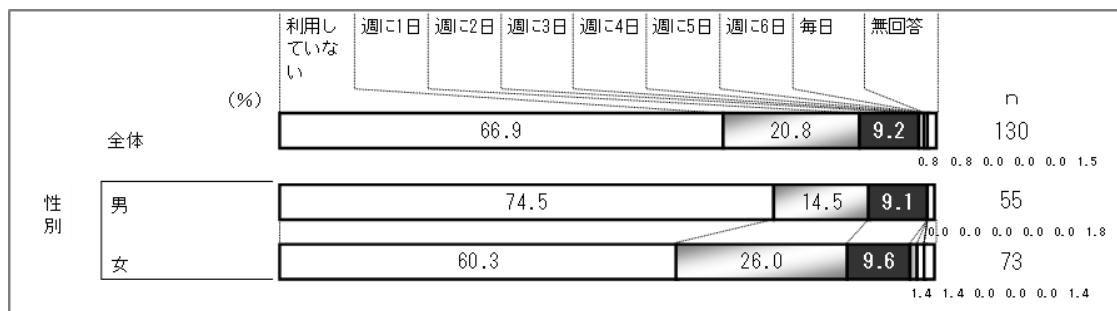
なお、「教えてもらえる人がいない」は回答者なしとなっています。

⑨平日の学校の授業以外の勉強時間



平日の学校の授業以外の勉強時間については、「30 分以上、1 時間より少ない」が41.5%、「30 分より少ない」が30.0%、「1 時間以上、2 時間より少ない」が20.8%、「2 時間以上、3 時間より少ない」が3.1%、「まったくしない」・「3 時間以上」がともに1.5%となっています。

⑩学習塾や家庭教師の利用状況



学習塾や家庭教師の利用状況については、「利用していない」が 66.9%、「週に 1 日」が 20.8%、「週に 2 日」が 9.2%、「週に 3 日」・「週に 4 日」がともに 0.8%となっています。

性別でみると、「利用していない」が男では 74.5%となっているのに対し、女では 60.3%となっており、男に比べて女の方が学習塾や家庭教師を利用している割合が高くなっています。

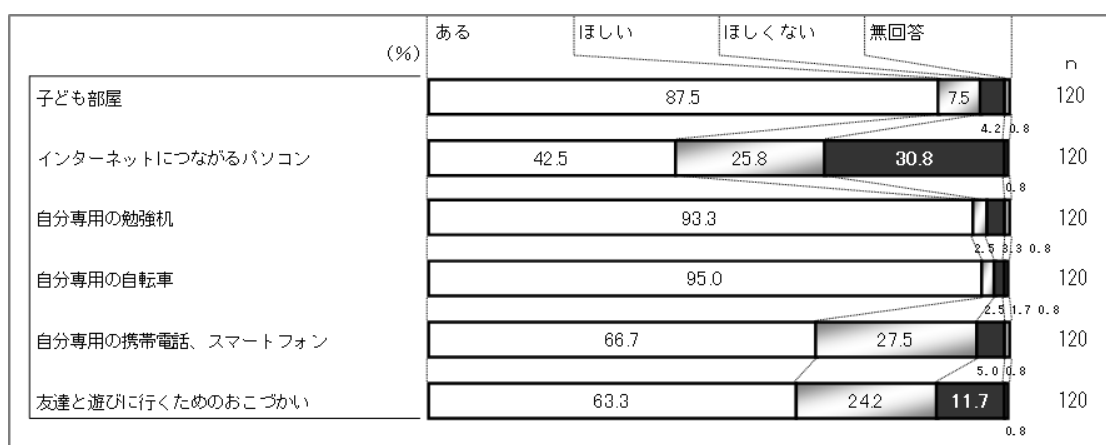
2-2 中学2年生

(1) 遠軽町子どもの生活実態調査実施方法

項目	内容
調査対象	遠軽町在住の中学校2年生
配付数	159
調査方法	学校での配付・回収
調査時期	平成30年11月
調査地域	遠軽町全域
調査票回収数	120 (75.5%)

(2) 調査結果から見る生徒の意識と状況

①自分が使うことができるもの



自分が使うことができるものについてたずねたところ、「子ども部屋」については、「ある」が87.5%、「ほしい」が7.5%、「ほしくない」が4.2%となっています。

「インターネットにつながるパソコン」については、「ある」が42.5%、「ほしくない」が30.8%、「ほしい」が25.8%となっています。

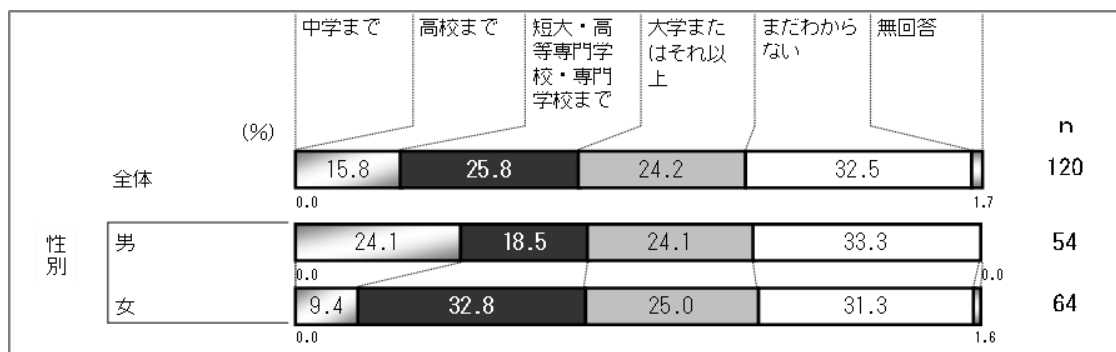
「自分専用の勉強机」については、「ある」が93.3%、「ほしくない」が3.3%、「ほしい」が2.5%となっています。

「自分専用の自転車」については、「ある」が95.0%、「ほしい」が2.5%、「ほしくない」が1.7%となっています。

「自分専用の携帯電話、スマートフォン」については、「ある」が66.7%、「ほしい」が27.5%、「ほしくない」が5.0%となっています。

「友達と遊びに行くためのおこづかい」については、「ある」が63.3%、「ほしい」が24.2%、「ほしくない」が11.7%となっています。

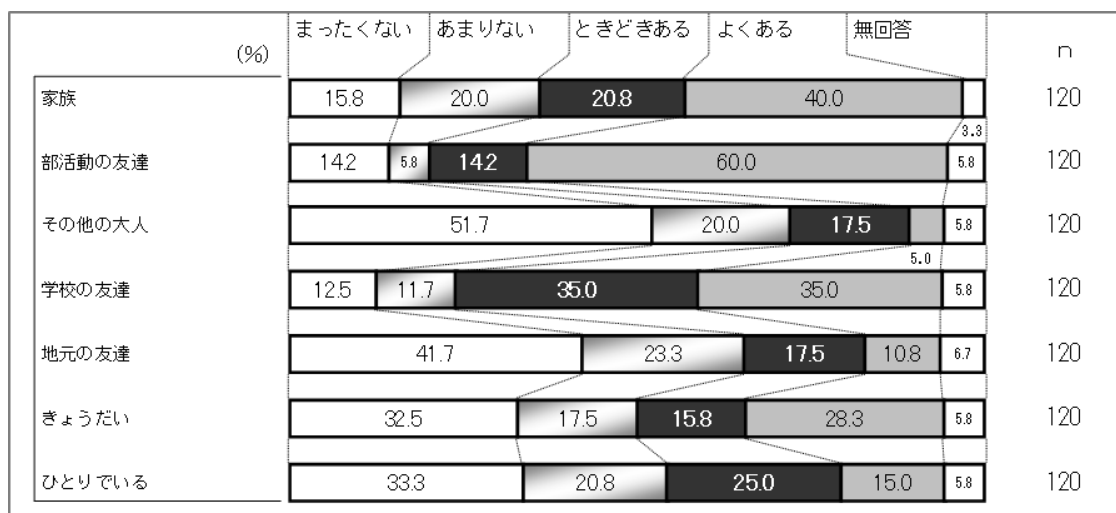
②将来どの段階まで進学したいか



将来どの段階まで進学したいかについては、「短大・高等専門学校・専門学校まで」が25.8%、「大学またはそれ以上」が24.2%、「高校まで」が15.8%となっています。なお、「まだわからない」が32.5%となっています。

性別でみると、男では「高校まで」が2割強を占めるのに対し、女では1割未満となっています。また、「短大・高等専門学校・専門学校まで」では、男では2割弱、女では3割強となっています。

③放課後に一緒に過ごす人



放課後に一緒に過ごす人についてたずねたところ、「家族」では「よくある」（40.0%）と「ときどきある」（20.8%）を合わせた“ある”が60.8%、「あまりない」（20.0%）と「まったくない」（15.8%）を合わせた“ない”が35.8%となっています。

「部活動の友達」では、“ある”が74.2%、“ない”が20.0%となっています。

「その他の大人」では、“ある”が22.5%、“ない”が71.7%となっています。

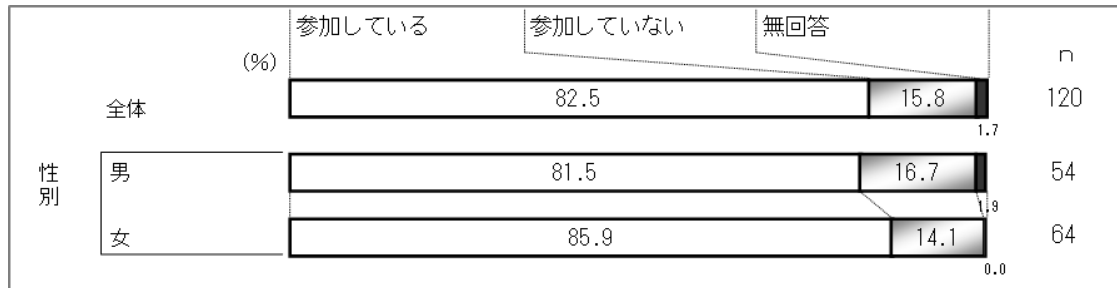
「学校の友達」では、“ある”が70.0%、“ない”が24.2%となっています。

「地元の友達」では、“ある”が28.3%、“ない”が65.0%となっています。

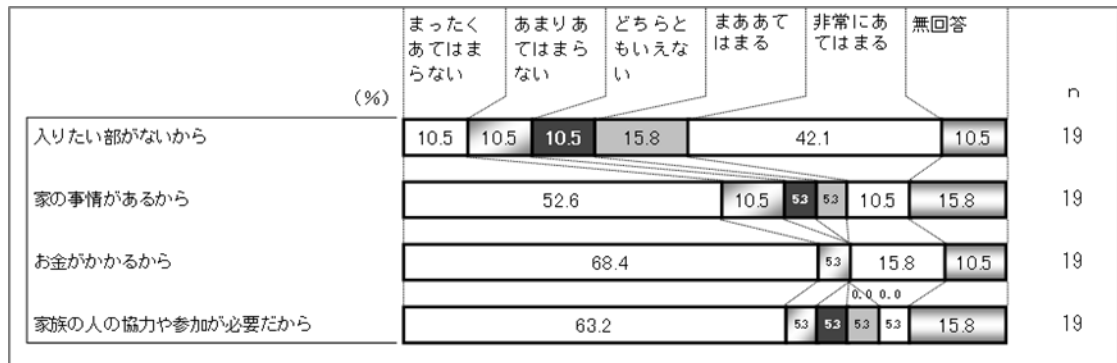
「きょうだい」では、“ある”が44.1%、“ない”が50.0%となっています。

「ひとりである」では、“ある”が40.0%、“ない”が54.1%となっています。

④学校の部活動に参加しているか



⑤部活動に参加していない理由



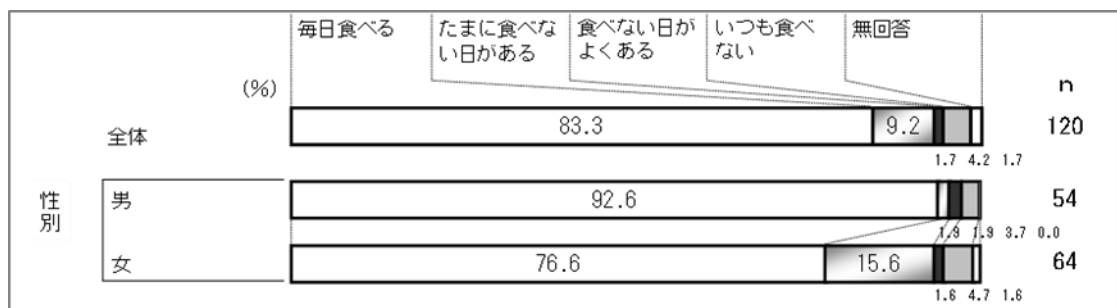
部活動に参加していない理由についてたずねたところ、「入りたい部がないから」では、「非常にあてはまる」(42.1%)と「まああてはまる」(15.8%)を合わせた“あてはまる”が57.9%、「まったくあてはまらない」(10.5%)と「あまりあてはまらない」(10.5%)を合わせた“あてはまらない”が21.0%、「どちらともいえない」が10.5%となっています。

「家の事情があるから」では、“あてはまる”が15.8%、“あてはまらない”が63.1%、「どちらともいえない」が5.3%となっています。

「お金がかかるから」では、“あてはまる”が15.8%、“あてはまらない”が73.7%となっています。

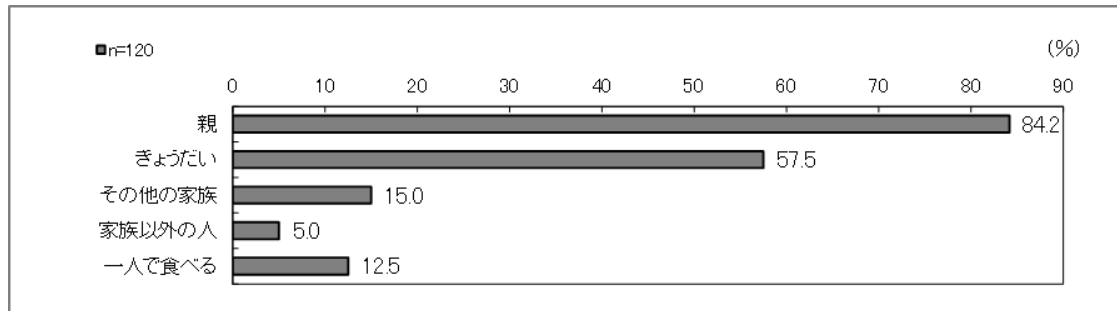
「家族の人の協力や参加が必要だから」では、“あてはまる”が10.6%、“あてはまらない”が68.5%、「どちらともいえない」が5.3%となっています。

⑥平日に朝食を食べるか



平日に朝食を食べるかたずねたところ、「毎日食べる」が83.3%となっている。一方、「たまに食べない日がある」(9.2%)と「食べない日がよくある」(1.7%)を合わせた“食べない日がある”は10.9%、「いつも食べない」は4.2%となっています。

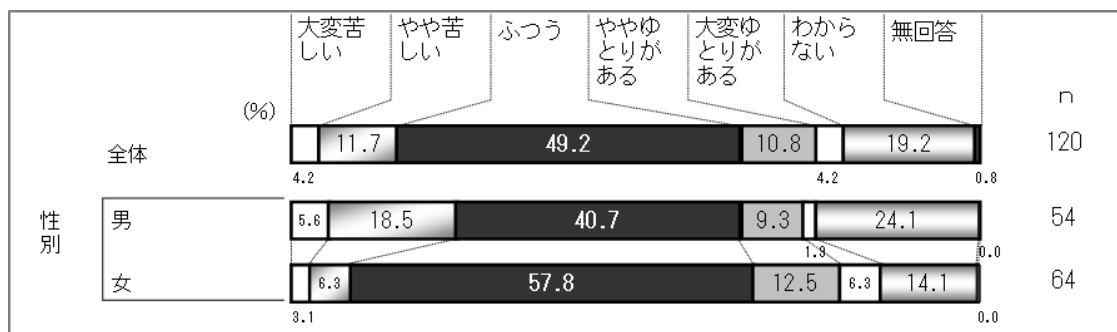
⑦平日の夕食を誰と食べるか



平日の夕食を誰と食べるかたずねたところ、「親」(84.2%)が最も多く、次いで「きょうだい」(57.5%)、「その他の家族」(15.0%)、「家族以外の人」(5.0%)となっています。なお、「一人で食べる」は12.5%となっています。

性別でみると、男では「一人で食べる」が第3位となっています。

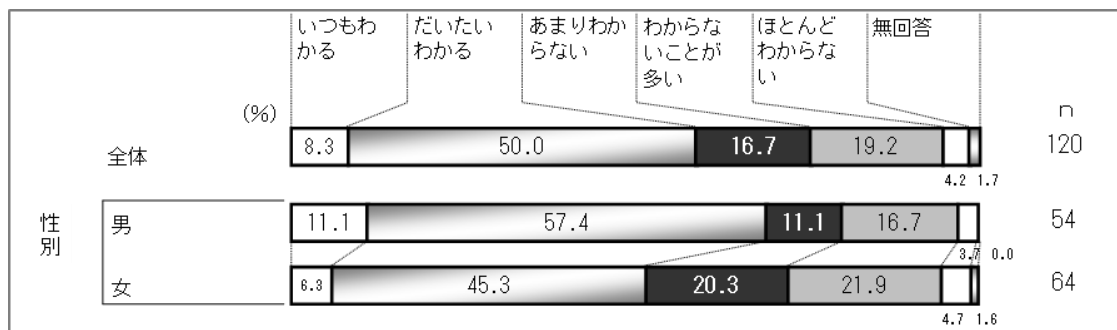
⑧経済的にみた家の暮らし



経済的にみた家の暮らしについては、「ふつう」が49.2%、「大変ゆとりがある」(4.2%)と「ややゆとりがある」(10.8%)を合わせた“ゆとりがある”が15.0%、「やや苦しい」(11.7%)と「大変苦しい」(4.2%)を合わせた“苦しい”が15.9%となっています。なお、「わからない」は19.2%となっています。

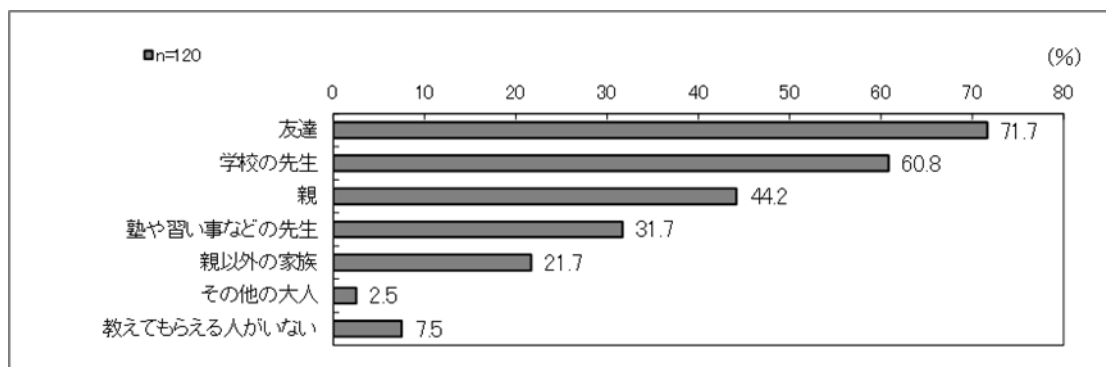
性別でみると、女では“苦しい”が9.4%となっているのに対し、男では24.1%となっています。

⑨学校の授業がわからないことがあるか



学校の授業がわからないことがあるかどうかたずねたところ、「だいたいわかる」が50.0%、「わからないことが多い」が19.2%、「あまりわからない」が16.7%、「いつもわかる」が8.3%、「ほとんどわからない」が4.2%となっています。

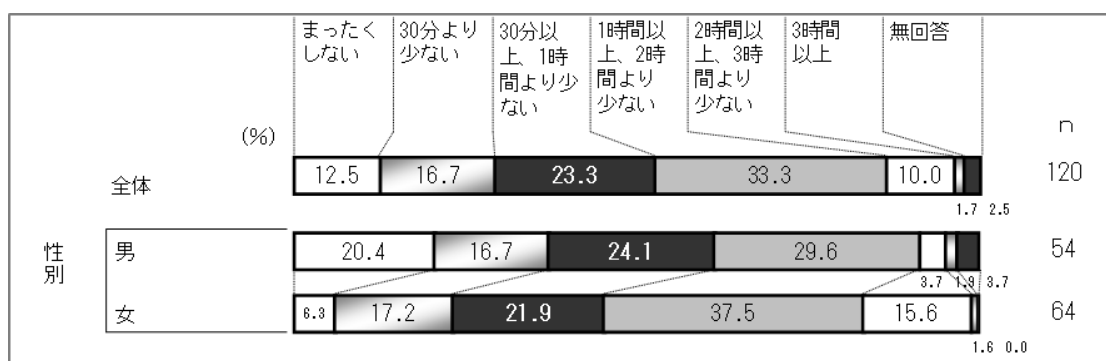
⑩勉強がわからないとき教えてもらう人



勉強がわからないとき教えてもらう人については、「友達」(71.7%) が最も多く、次いで「学校の先生」(60.8%)、「親」(44.2%)、「塾や習い事などの先生」(31.7%)、「親以外の家族」(21.7%)、「その他の大人」(2.5%)となっています。なお、「教えてもらえる人がいない」が7.5%となっています。

性別でみると、男では「学校の先生」が第1位となっているのに対し、女では「友達」が第1位となっています。

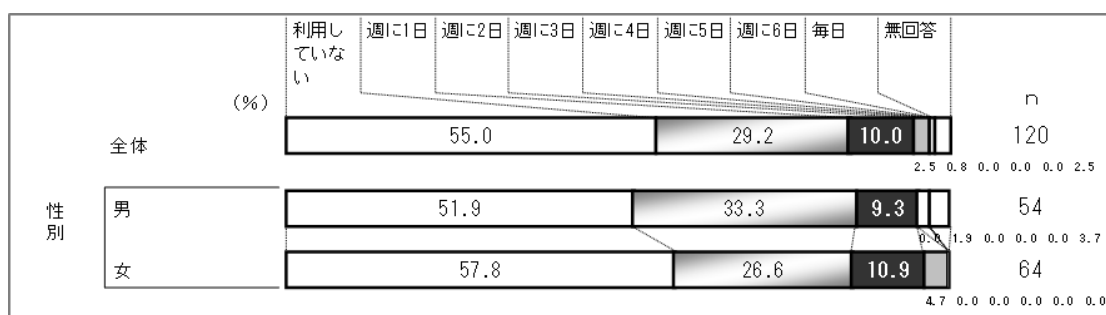
⑪平日の学校の授業以外の勉強時間



平日の学校の授業以外の勉強時間については、「1 時間以上、2 時間より少ない」が33.3%、「30 分以上、1 時間より少ない」が23.3%、「30 分より少ない」が16.7%、「まったくしない」が12.5%、「2 時間以上、3 時間より少ない」が10.0%、「3 時間以上」が1.7%となっています。

性別でみると、男では「まったくしない」が2割強を占めています。

⑫学習塾や家庭教師の利用状況



学習塾や家庭教師の利用状況については、「利用していない」が55.0%、「週に1日」が29.2%、「週に2日」が10.0%、「週に3日」が2.5%、「週に4日」が0.8%となっています。

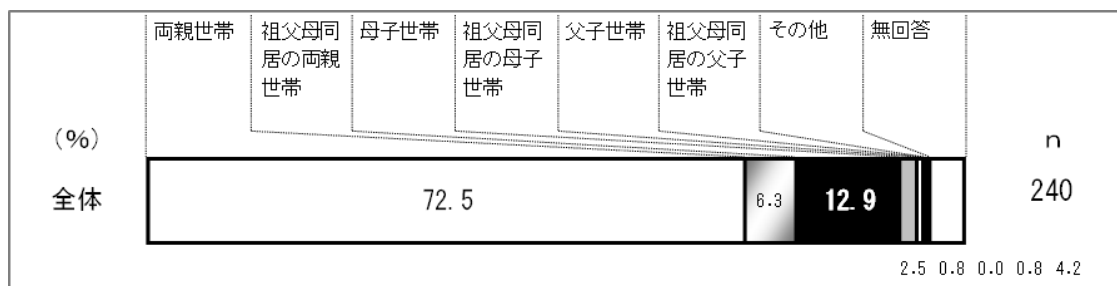
2-3 小学5年生・中学2年生の保護者

(1) 遠軽町子どもの生活実態調査実施方法

項目	内容
調査対象	遠軽町在住の小学校5年生、中学校2年生の保護者
配付数	307
調査方法	学校での配付・回収
調査時期	平成 30 年 11 月
調査地域	遠軽町全域
調査票回収数	240 (78.2%)

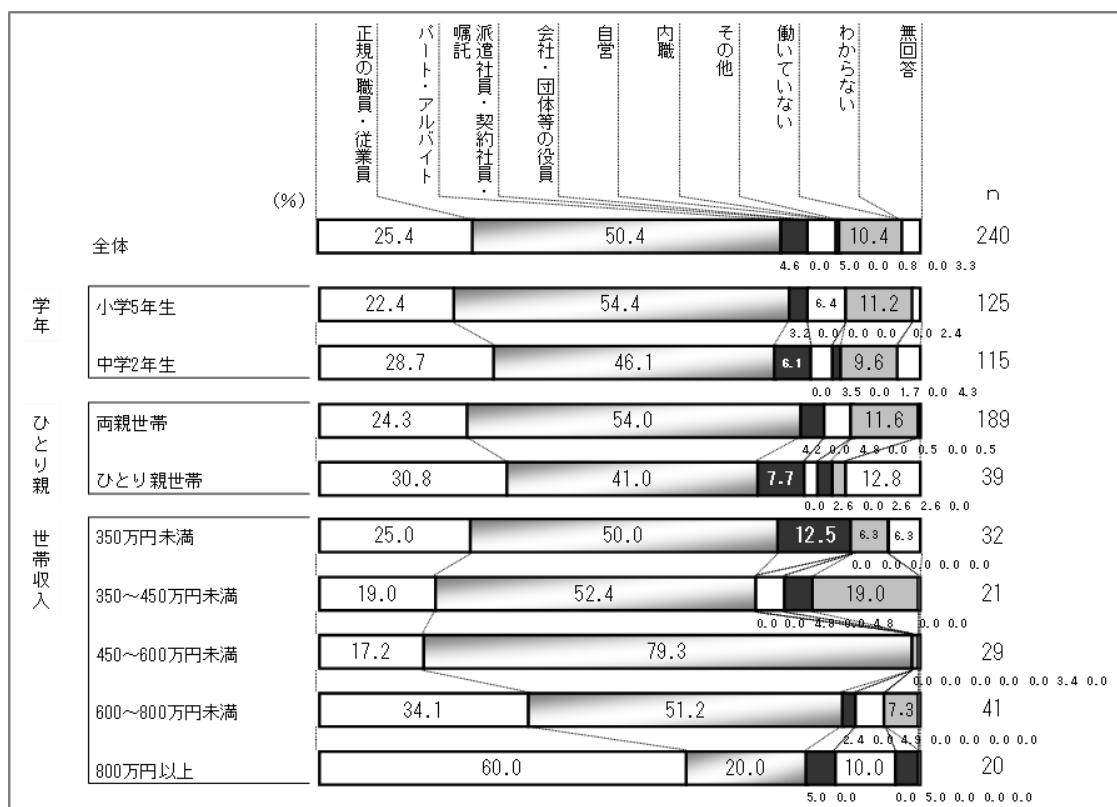
(2) 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

①家族形態



家族形態については、「両親世帯」が72.5%、「母子世帯」が12.9%、「祖父母同居の両親世帯」が6.3%、「祖父母同居の母子世帯」が2.5%、「父子世帯」が0.8%となっています。

②母親の雇用形態

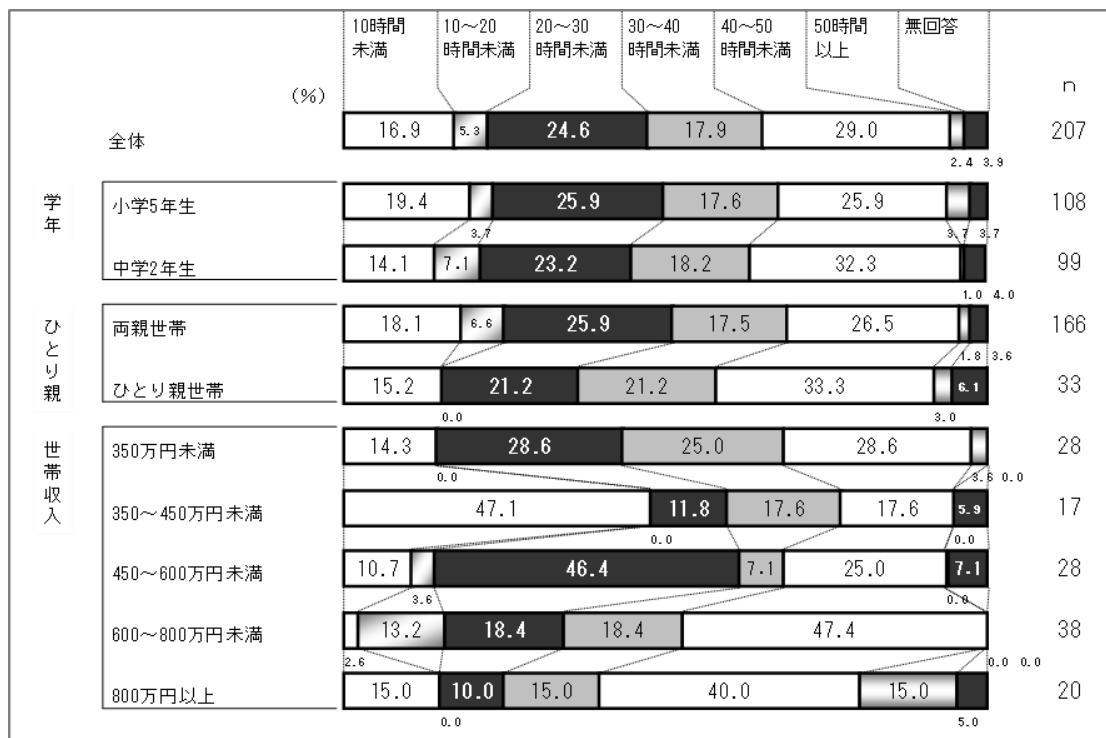


母親の働き方については、「パート・アルバイト」が50.4%、「正規の職員・従業員」が

25.4%、「自営」が 5.0%、「派遣社員・契約社員・嘱託」が 4.6%となっています。なお、「働いていない」は 10.4%となっています。

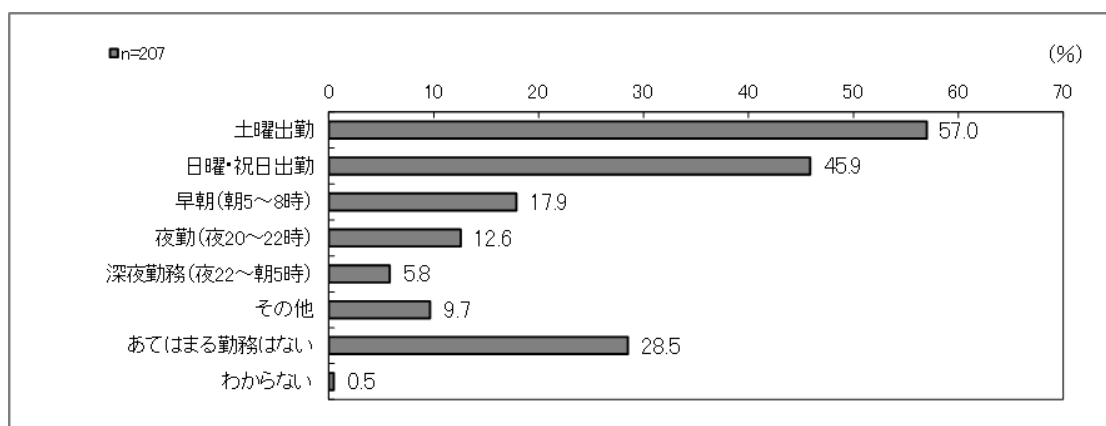
世帯収入でみると、600 万円以上では「正規の職員・従業員」の割合が 600 万円未満の回答者より高くなっています。

③母親の勤務時間



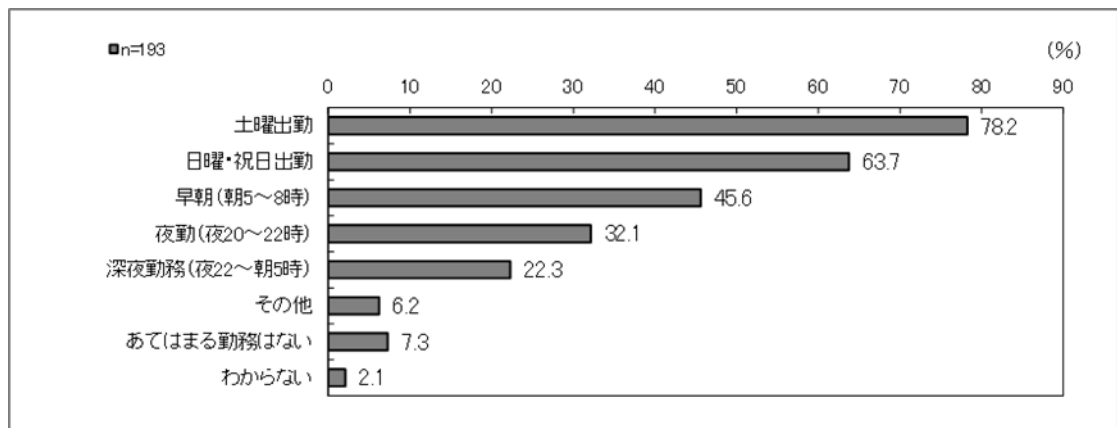
母親の勤務時間については、「40～50 時間未満」が 29.0%、「20～30 時間未満」が 24.6%、「30～40 時間未満」が 17.9%、「10 時間未満」が 16.9%、「10～20 時間未満」が 5.3%、「50 時間以上」が 2.4%となっています。

④母親の働き方



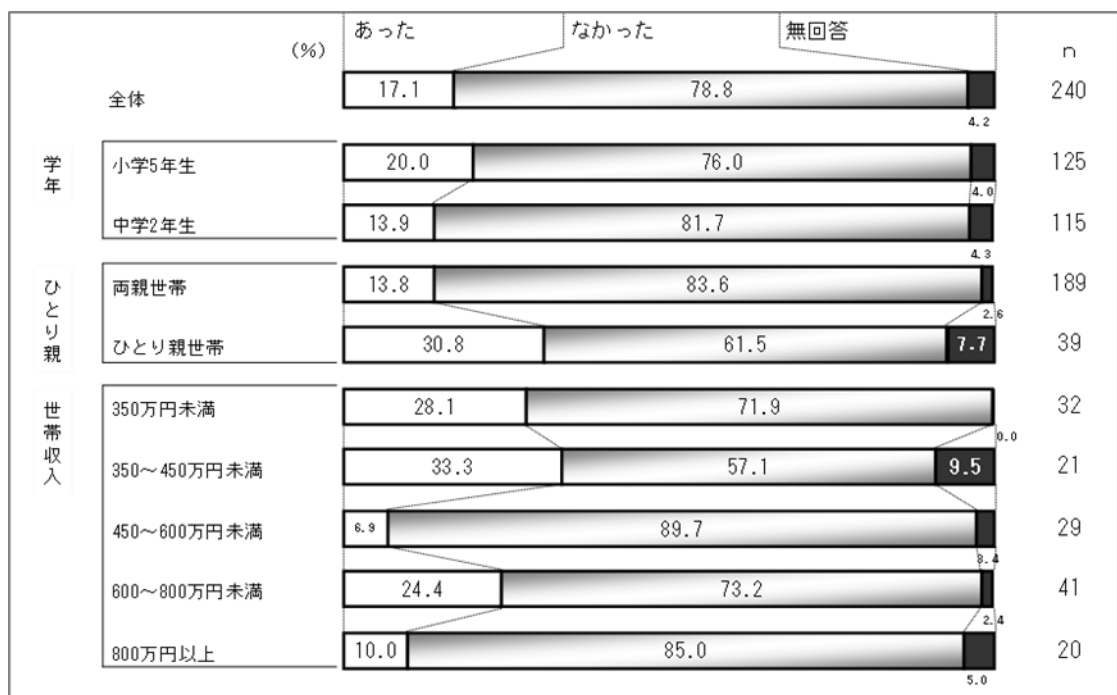
母親の働き方についてたずねたところ、「土曜出勤」(57.0%) が最も多く、次いで「日曜・祝日出勤」(45.9%)、「早朝(朝 5～8 時)」(17.9%)、「夜勤(夜 20～22 時)」(12.6%)、「深夜勤務(夜 22～朝 5 時)」(5.8%) となっています。なお、「あてはまる勤務はない」は 28.5%となっています。

⑤父親の働き方



父親の働き方についてたずねたところ、「土曜出勤」(78.2%)が最も多く、次いで「日曜・祝日出勤」(63.7%)、「早朝(朝5～8時)」(45.6%)、「夜勤(夜20～22時)」(32.1%)、「深夜勤務(夜22～朝5時)」(22.3%)となっています。なお、「あてはまる勤務はない」は7.3%となっています。

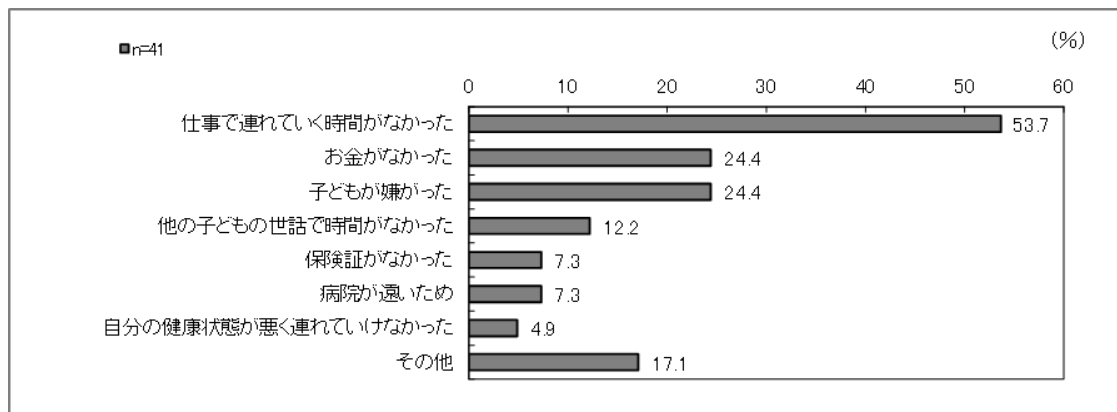
⑥子どもを病院や歯医者で受診させなかったこと



子どもを病院や歯医者で受診させなかったことについては、「なかった」が78.8%、「あった」が17.1%となっています。

両親世帯よりも、ひとり親世帯の「あった」の割合が高くなっています。

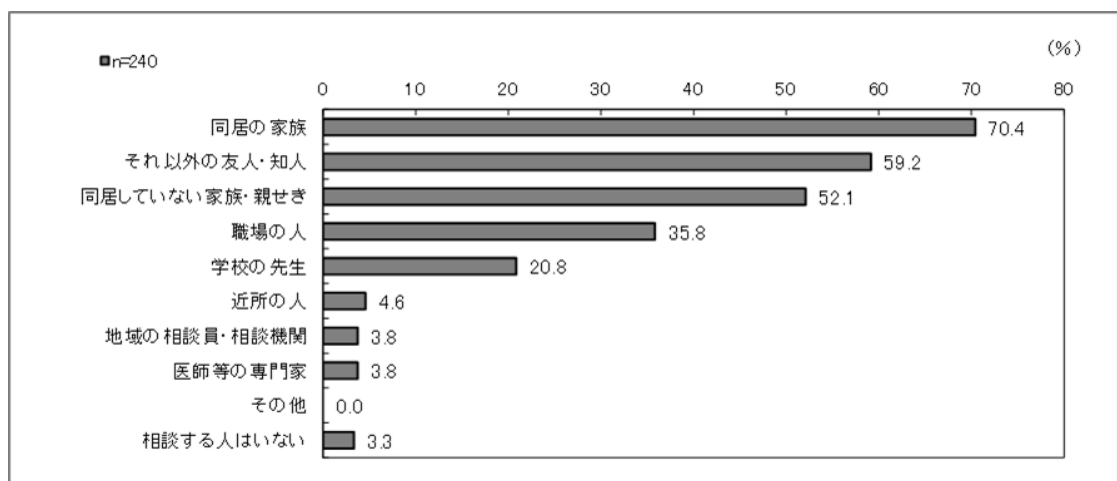
⑦受診させなかった理由



受診させなかった理由については、「仕事で連れていく時間がなかった」（53.7％）が最も多く、次いで「お金がなかった」・「子どもが嫌がった」（同率 24.4％）、「他の子どもの世話で時間がなかった」（12.2％）、「保険証がなかった」・「病院が遠いため」（同率 7.3％）、「自分の健康状態が悪く連れていけなかった」（4.9％）となっています。

世帯収入でみると、350 万円以上ではいずれも「仕事で連れて行く時間がなかった」が第 1 位となっているが、350 万円未満では「お金がなかった」と「仕事で連れて行く時間がなかった」が同率で 1 位となっています。

⑧子どもについての悩みや困りごとを相談する人



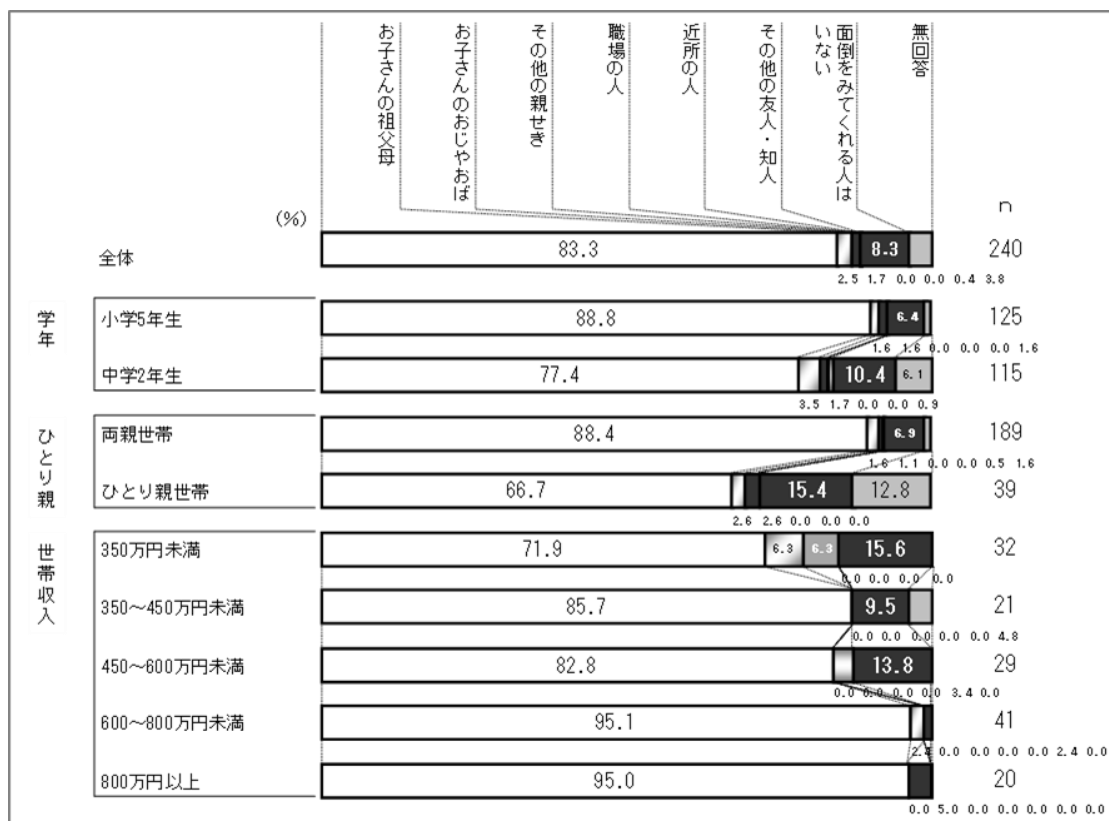
子どもについての悩みや困りごとを相談する人については、「同居の家族」（70.4％）が最も多く、次いで「それ以外の友人・知人」（59.2％）、「同居していない家族・親せき」（52.1％）、「職場の人」（35.8％）、「学校の先生」（20.8％）、「近所の人」（4.6％）、「地域の相談員・相談機関」（3.8％）、「医師等の専門家」（3.8％）となっています。

なお、「相談する人はいない」は 3.3％となっています。

両親世帯では「同居の家族」が第 1 位となっているのに対し、ひとり親世帯では「同居していない家族・親戚」と「それ以外の友人・知人」が同率で第 1 位となっています。

世帯収入でみると、350 万円以上では「同居の家族」が第 1 位となっているのに対し、350 万円未満では「それ以外の友人」が第 1 位となっています。

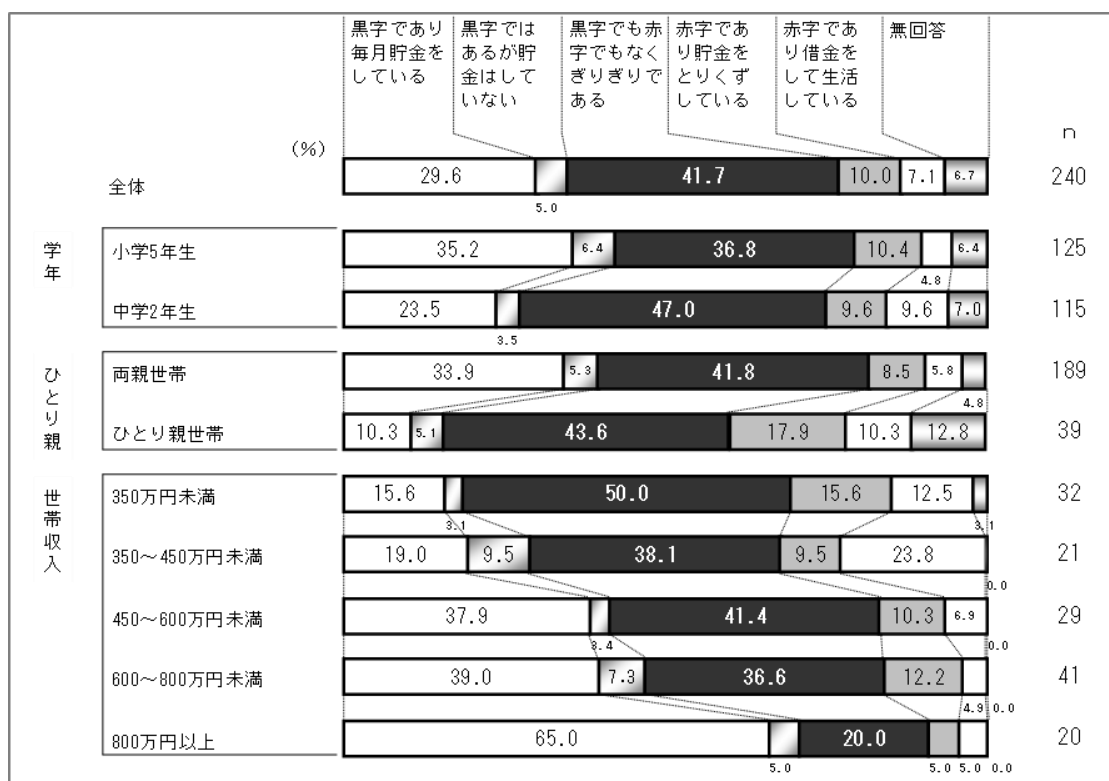
⑨子どもの面倒をみられなくなった時にみてくれる人



子どもの面倒をみられなくなった時にみてくれる人については、「お子さんの祖父母」が83.3%、「お子さんのおじやおば」が2.5%、「その他の親せき」が1.7%、「その他の友人・知人」が0.4%となっています。なお、「面倒をみてくれる人はいない」は8.3%となっています

世帯収入でみると、600万円未満では「面倒をみてくれる人はいない」が1割程度から2割程度を占めています。

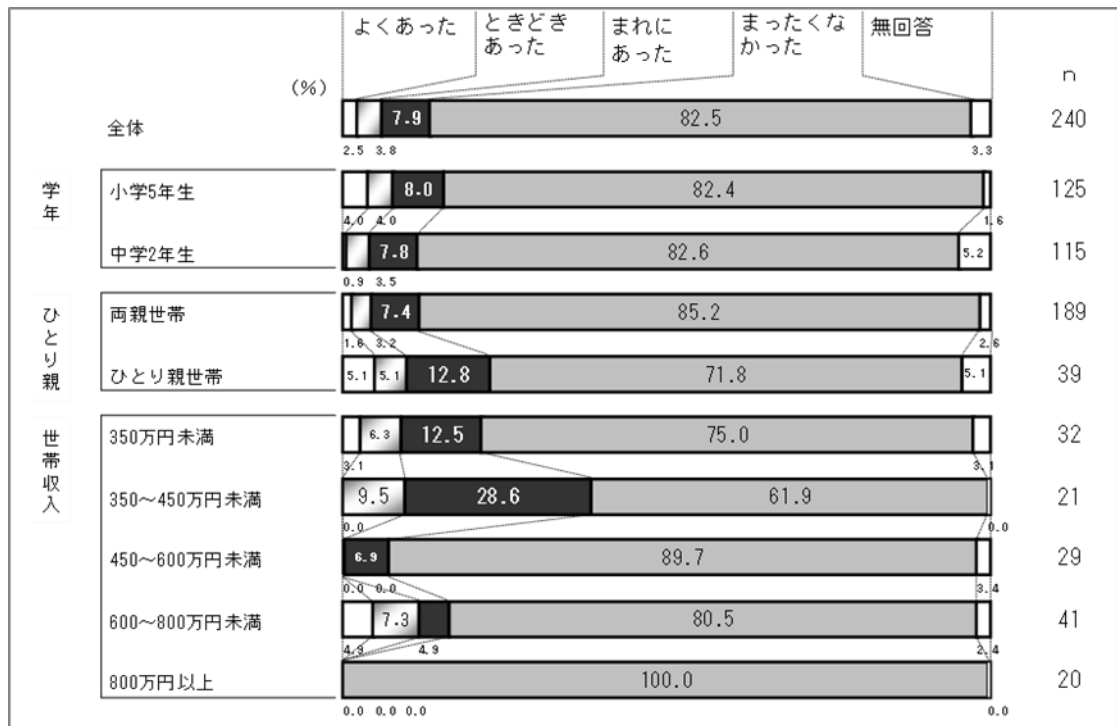
⑩家計の状況



家計の状況については、「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が 41.7%、「黒字であり毎月貯金をしている」が 29.6%、「赤字であり貯金をとりくずしている」が 10.0%、「赤字であり借金をして生活している」が 7.1%、「黒字ではあるが貯金はしていない」が 5.0%となっています。

世帯収入でみると、収入が高くなるにつれて、「黒字であり毎月貯金をしている」の割合が高くなっています。

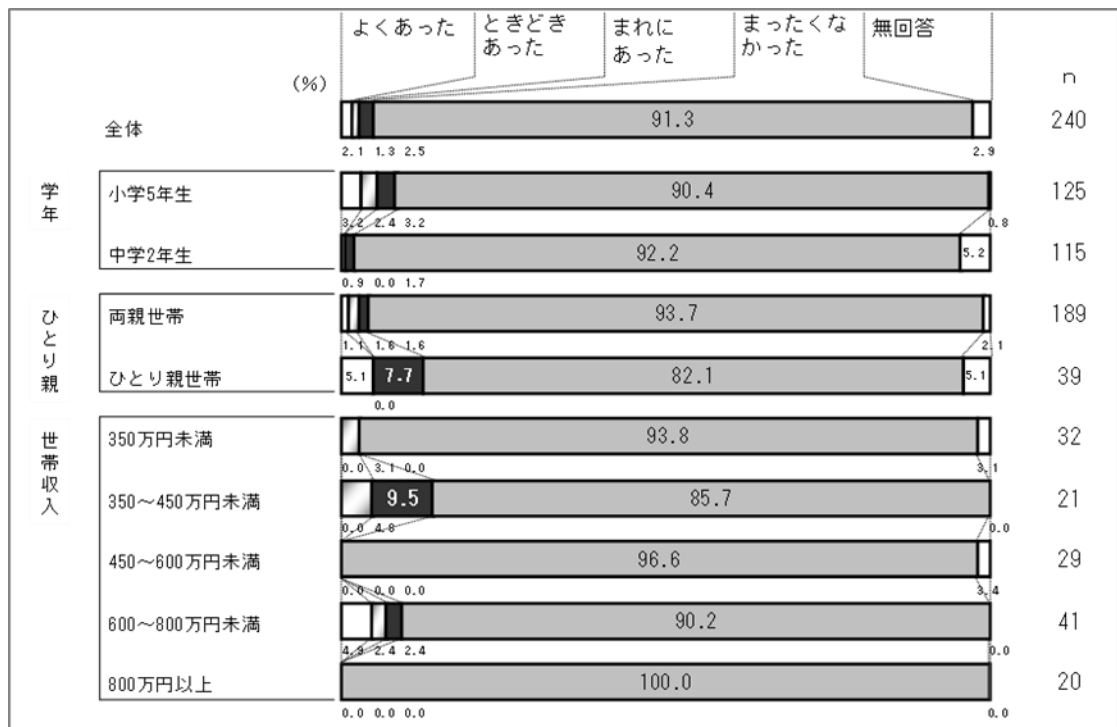
⑪経済的な理由で家族が必要とする食料を買えなかったこと



経済的な理由でできなかったことについてたずねたところ、「家族が必要とする食料を買えなかった」では、「まったくなかった」が 82.5%、「まれにあった」が 7.9%、「ときどきあった」が 3.8%、「よくあった」が 2.5%となっています。

世帯収入でみると、350～450 万円未満では「まったくなかった」が 61.9%、その他の属性と比べて低くなっています。

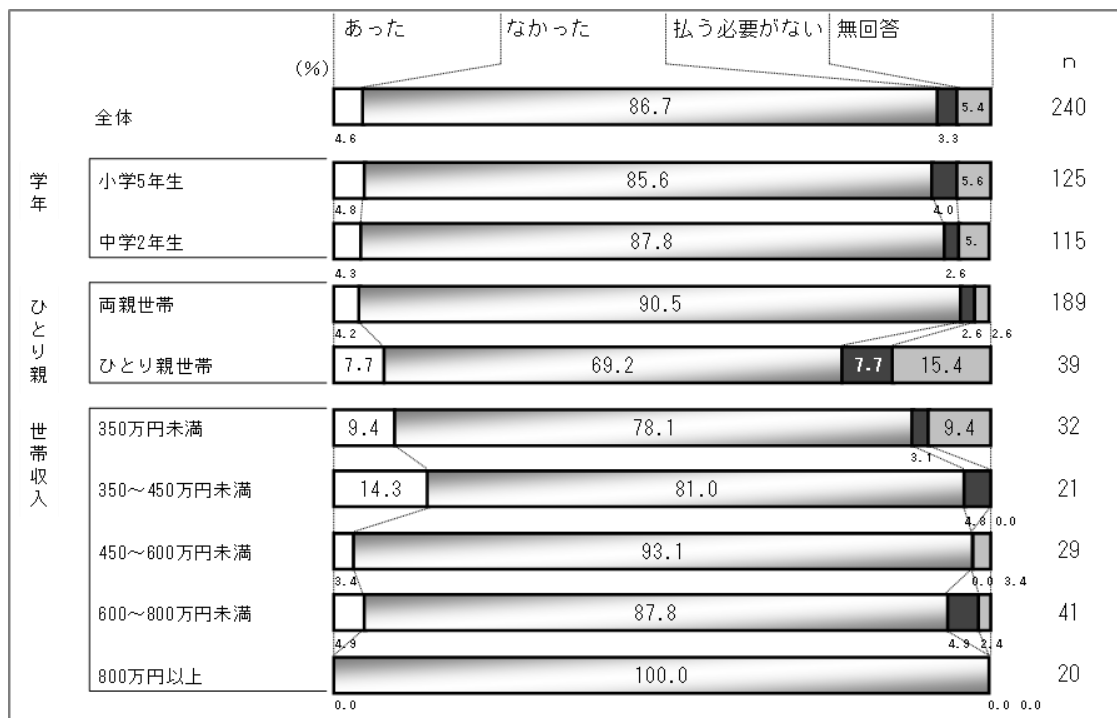
⑫経済的な理由で冬に暖房が使えなかったこと



「冬に暖房が使えなかった」では、「まったくなかった」が91.3%、「まれにあった」が2.5%、「よくあった」が2.1%、「ときどきあった」が1.3%となっています。

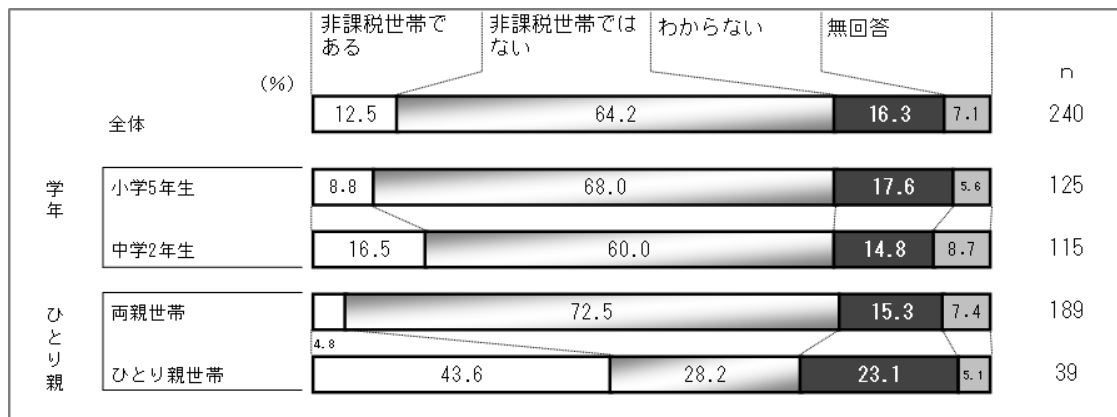
世帯収入でみると、350～450万円未満では「まったくなかった」が85.7%となっており、その他の属性よりも低くなっています。

⑬経済的な理由で給食費の支払いができなかったこと



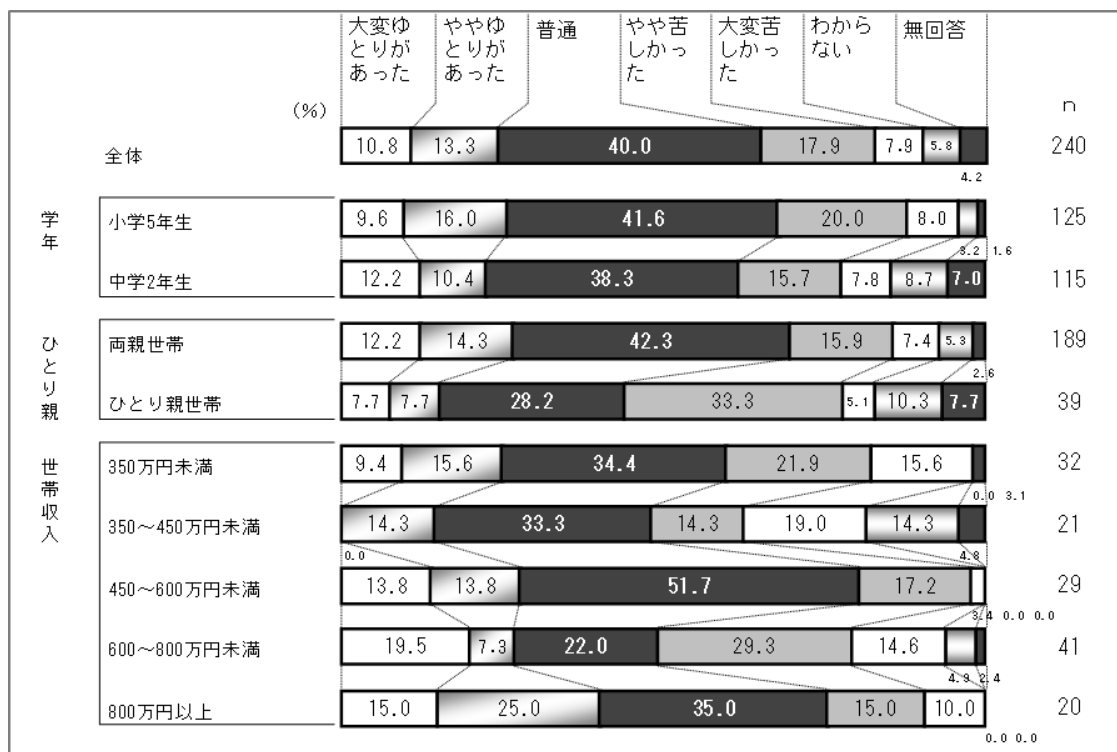
経済的な理由で給食費の支払いができなかったことについてたずねたところ、「なかった」が86.7%、「あった」が4.6%、「払う必要がない」が3.3%となっています。

⑭住民税非課税世帯に該当するか



住民税非課税世帯に該当するかについては、「非課税世帯ではない」が64.2%、「非課税世帯である」が12.5%となっている。なお、「わからない」は16.3%となっています。
ひとり親世帯では「非課税世帯である」が4割強を占めています。

⑮母親が15歳ごろの家庭の経済状況

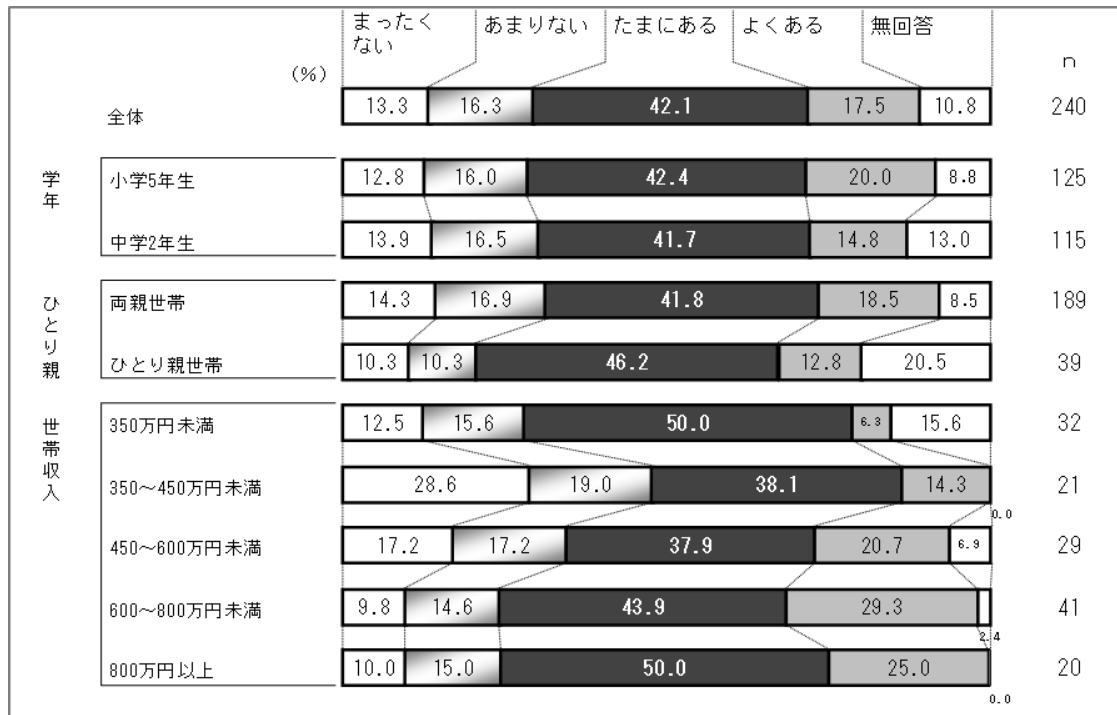


母親が15歳ごろの家庭の経済状況については、「大変ゆとりがあった」(10.8%)と「ややゆとりがあった」(13.3%)を合わせた“ゆとりがあった”は24.1%、「やや苦しかった」(17.9%)と「大変苦しかった」(7.9%)を合わせた“苦しかった”は25.8%、「普通」が40.0%となっています。

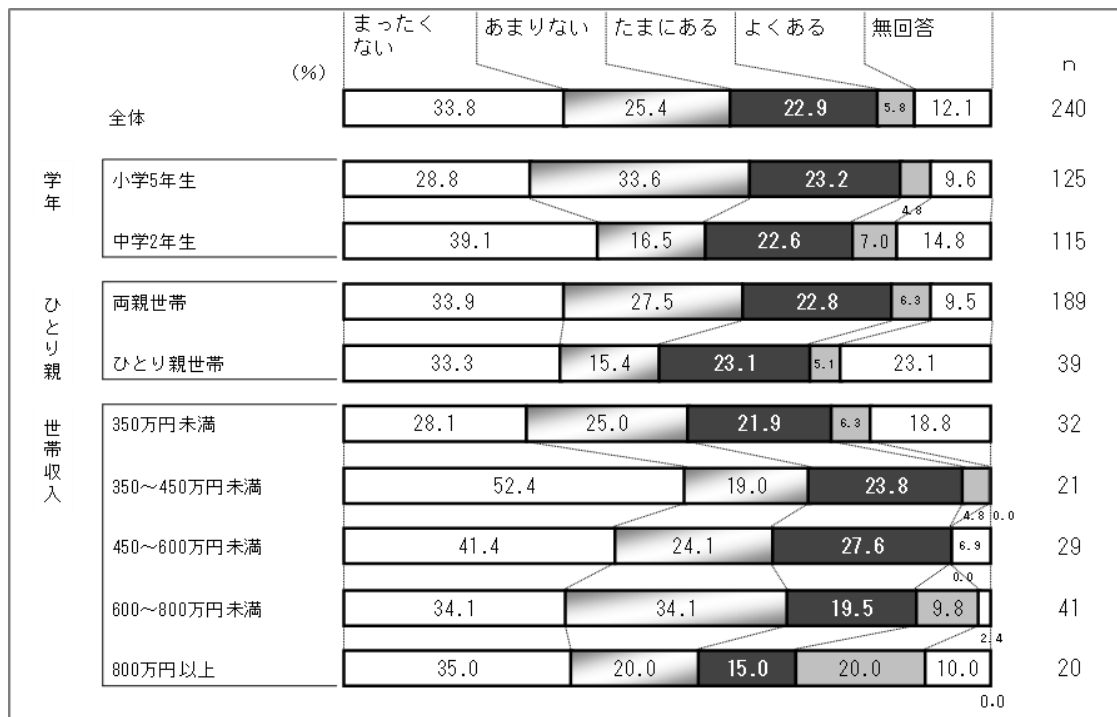
両親世帯では“苦しかった”が23.3%となっているのに対し、ひとり親世帯では38.4%となっています。

⑩子どもに関する情報を得るために参考にする程度

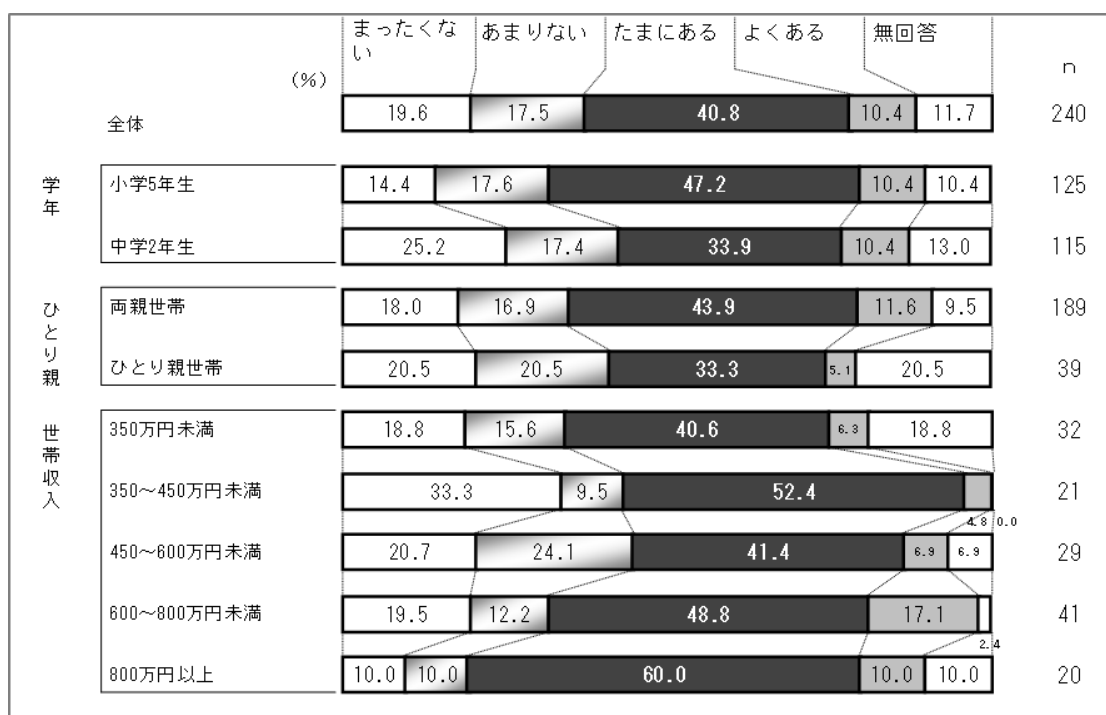
(行政機関の広報誌・案内)



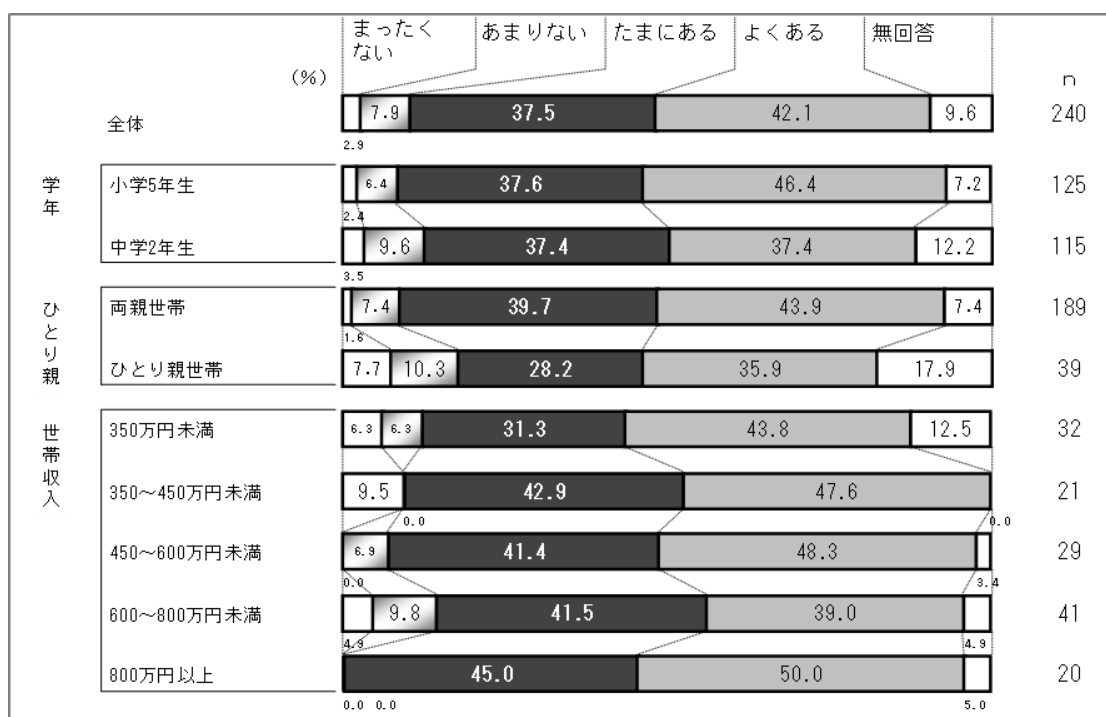
(行政機関のホームページ)



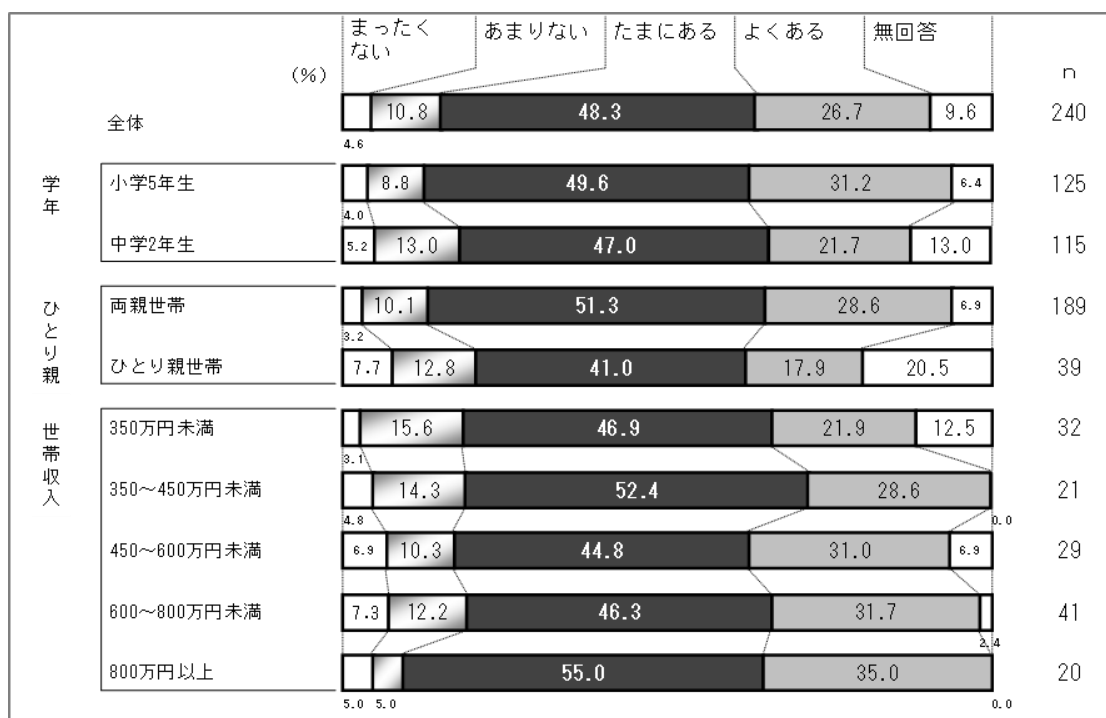
(インターネット検索)



(学校などからのお便り)



(家族や友人からの情報)



子どもに関する情報を得るために参考にする程度についてたずねたところ、「行政機関の広報誌・案内」では、「よくある」(17.5%)と「たまにある」(42.1%)を合わせた“ある”が59.6%、「あまりない」(16.3%)と「まったくない」(13.3%)を合わせた“ない”が29.6%となっています。

「行政機関のホームページ」では、“ある”が28.7%、“ない”が59.2%となっています。
「インターネット検索」では、“ある”が51.2%、“ない”が37.1%となっています。
「学校などからのお便り」では、“ある”が79.6%、“ない”が10.8%となっています。
「家族や友人からの情報」では、“ある”が75.0%、“ない”が15.4%となっています。

3. 具体的な施策

子どもの貧困対策に関する大綱では、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等と定められていますが、本町では、「相談支援」、「子育て支援」、「教育支援」、「経済的支援」の4つとします。

（１）相談支援

子どもの貧困対策を推進する上で相談対応が全ての出発点になります。貧困もしくは貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の声を受け止め、早期発見に努める中で各制度の利用につなげていくことが重要であり、関係機関との連携により相談支援体制の充実に努めます。

①総合相談窓口の設置

子育て世代包括支援センターの設置

②ひとり親世帯からの相談

児童扶養手当申請時等に相談窓口の設置

③子育て情報の発信

電子母子手帳「すくすくえんがる」母子モを活用した情報発信

④教育相談

教育専門相談員による相談窓口

- ・教育委員会（月、水、木、金）
- ・げんき21（火）

不登校児童生徒教育支援室

- ・遠軽コミュニティセンター内（火～金）

子ども家庭支援センターオホーツク

- ・北光学園（24 時間対応）

北見児童相談所（月～金）

（２）子育て支援

全ての子どもの健やかな成長に向けて切れ目なく支援していくことが重要です。

子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てることができる子どもたちの居場所づくりの確保に努めます。

①放課後児童クラブ

町内7クラブ

- ・ひがし児童クラブ、にし児童クラブ、みなみ児童クラブ、生田原児童クラブ、安国児童クラブ、丸瀬布児童クラブ、白滝児童クラブ

②児童館

町内3館

- ・ひがし児童館、にし児童館、みなみ児童館

③一時預かり事業（一般型）

認定こども園ころ

④保育所等

保育所6所

・東保育所、西保育所、南保育所、生田原保育所、安国保育所、丸瀬布保育所

へき地保育所1所

・白滝保育所

幼保連携型認定こども園2園

・認定こども園ころ、認定こども園遠軽幼稚園

幼稚園型認定こども園1園

・認定こども園遠軽ひばり幼稚園

（3）教育支援

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われており、本町の生活実態調査でも全国的な傾向と同様に、所得が高い世帯における習い事や塾の利用率が高い結果がでており、国における子どもの貧困対策の中でも、重視されているのが教育支援です。

全ての子どもの教育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めてまいります

①幼児教育・保育の無償化

②学習支援事業

オホーツク学習センターふくろう（北海道委託事業）

・事業周知及び開催場所の確保

（4）経済的支援

様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へあらゆる機会を通じて支援の利用を促します。

①児童手当・児童扶養手当

②生活保護

③乳幼児等医療費助成事業

④インフルエンザワクチン助成

⑤要・準要保護児童等就学援助費

⑥ひとり親家庭等児童生徒入学援助費助成事業～遠軽町単独事業

⑦ひとり親家庭等医療費助成事業

⑧子育て短期支援事業

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けた役割

本計画を推進するにあたっては、家庭、地域、企業・職場、行政などがそれぞれの役割を果たしていく必要があります。計画の実現に向けて、連携・協力しながら計画を推進します。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもを育てる基本的な場であり、子どもが心身共に健やかに育つ上で重要な役割を持っています。親子の絆を深め、愛情あふれるふれあいの中で子どもの基本的な生活習慣や思いやりの心などを育てることが必要です。そのため、男女が互いに助け合いながら子育てに参加し、安らぎのある家庭づくりに努めることが大切です。

(2) 地域の役割

子育て家庭を支援するためには、町民一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て家庭を暖かく見守り、「地域で子どもを育てる」という意識を持つことが重要です。近隣同士のつながりを深め、様々な交流や自治会、地域活動団体が相互に連携を深め、地域住民が共に支えあい、地域ぐるみで子育て支援活動に積極的に参加することが期待されます。

(3) 企業・職場の役割

働き方改革関連法により、出産・育児後も女性が変わらず働き続けられる環境の整備は、企業や職場が取り組まなくてはならない重要な課題となりました。

育児休業制度の積極的活用や制度を利用できる職場環境づくり、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるなど、子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実や整備を推進するとともに、地域社会の一員として子育てに対する理解と認識を深め、子育てにやさしい環境づくりに努めていくことが求められています。

(4) 行政の役割

本計画の内容は広範な分野にわたることから、各事業担当課は、子ども・子育て支援に対する共通の認識を持つことが重要であるとともに、地域にある子育て支援に関する資源を積極的に活用し、計画を推進していきます。

また、子ども・子育て支援に関する情報を、広報や子育て支援アプリ、インターネット等を活用し、提供していきます。

さらに、子育て環境の整備として、子育て中の親子が安心して集い、遊べる場所の確保が必要であり、公園や公共施設の整備とともに、各種遊具を備えた屋内施設と自由に遊べる運動場を備えた子どもの専用設備が整備され、子育て中の親子・兄弟、また地域の人が自由に利用し、交流できる施設の整備を検討していきます。

2. 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

本計画に盛り込まれた事業の実施には、町はもとより、関係行政機関、サービス事業者、地域組織・団体、企業、そして町民が関わり、各関係者の緊密な連携が必要です。

① 町行政内部の連携

本計画推進にあたっては、福祉、教育、保健、医療をはじめ、雇用、生活環境など様々な行政分野が関わっていることから、町行政内部の関係部局の連携を図ります。

② 国・道・近隣市町村との連携

本計画に盛り込まれた事業の多くは、子ども・子育て関連3法のもとに実施されることから、国・道、近隣市町村との連携を図ります。

③ 福祉サービス事業所、関係組織・団体との連携

各種サービスの提供には、民間サービス提供事業所、地域組織、ボランティア団体等が担っており、それらとの連携を図ります。

(2) 組織体制の調整

本計画に盛り込まれた事業には様々な組織、団体が関わっていることから、各組織・団体が有機的に連携し、事業が効率的に、着実に実行されるよう、組織体制の調整を図ります。

① 町行政内部の連携体制の整備

各事業の推進には町行政内部の多くの部局が関係することから、関係各部局による連絡・調整・協議機関としての組織体制を整備します。

② 関係組織・団体との連携体制の整備

各種サービスの提供には、行政、民間サービス提供事業者、ボランティア等が関わっており、各組織・団体の緊密な連携が図れるよう、連絡・調整・協議機関としての組織体制を整備します。

③ 計画の進行管理体制の整備

計画された各事業の実施状況を定期的に点検し、計画の進捗を評価するとともに、計画の見直しの必要性を検討するために、遠軽町子ども・子育て会議を計画の進行管理組織とします。

子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 遠軽町 民生部 子育て支援課

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
電話(0158)42-4560
